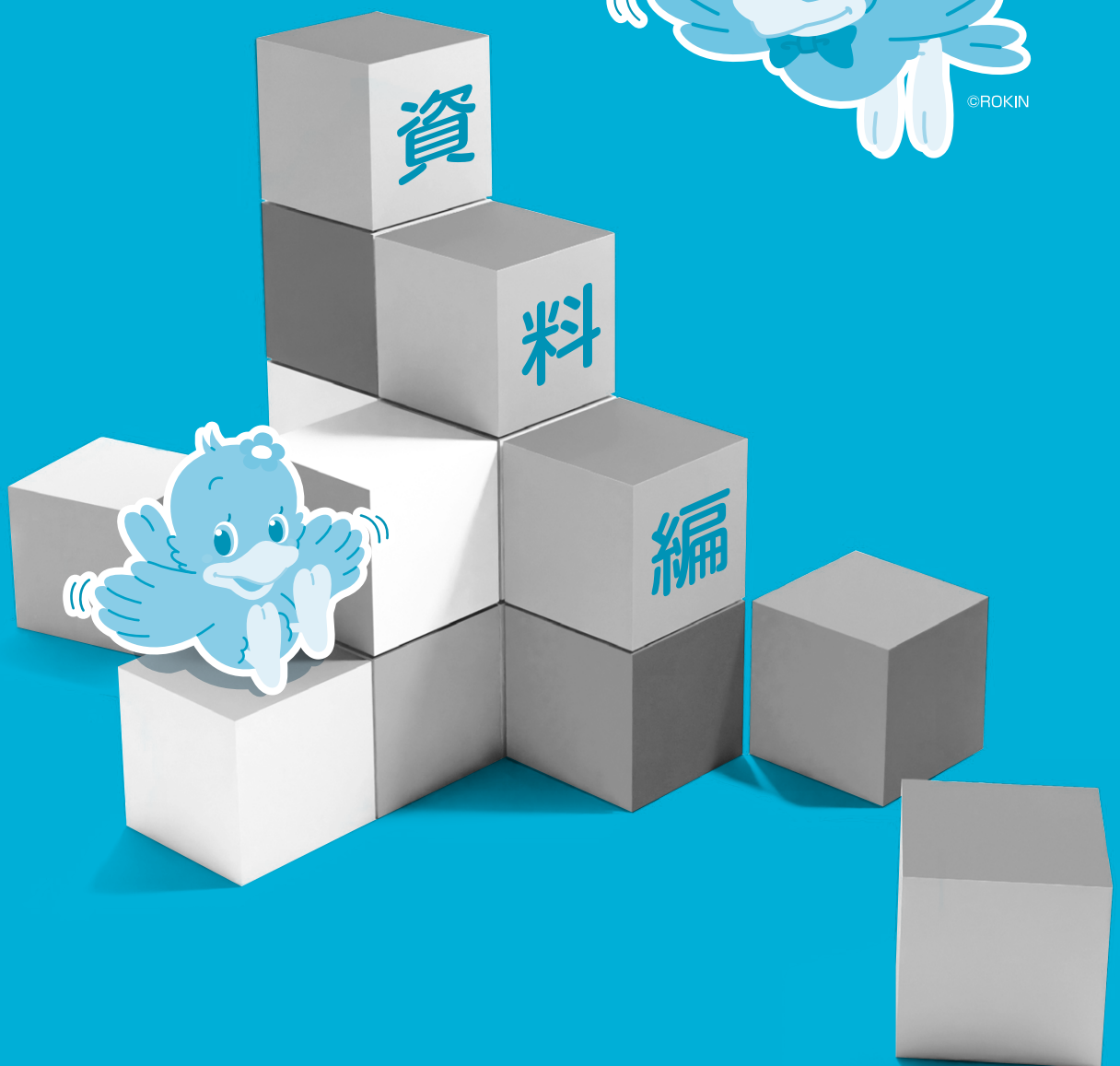


ROKIN DISCLOSURE 2021

東海ろうきんの現況
ディスクロージャー



業務実績

主要な事業に関する事項

◆主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項 目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経 常 収 益	23,603	22,424	23,097	23,598	23,471
経 常 利 益	3,792	3,875	3,959	4,397	4,582
当 期 純 利 益	2,703	2,837	2,907	3,299	3,340
純 資 産 額	95,044	97,583	99,785	101,048	105,436
総 資 産 額	1,923,808	2,052,643	2,207,260	2,220,459	2,196,670
預 金 積 金	1,538,641	1,569,988	1,674,513	1,774,116	1,899,642
貸 出 金	1,302,447	1,349,781	1,464,542	1,521,817	1,558,341
有 価 証 券	98,102	93,773	80,791	87,848	102,986
出 資 金 総 額	5,345	5,343	5,342	5,340	5,337
出 資 総 口 数 (口)	5,345,687	5,343,780	5,342,758	5,340,080	5,337,588
出 資 に 対 す る 配 当 金	213 (4%)	213 (4%)	213 (4%)	213 (4%)	213 (4%)
職 員 数 (人)	648	634	630	630	643
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	10.30	10.02	9.41	9.14	9.17

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しております。
2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

◆主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度	2020年度
業 務 粗 利 益	17,049	17,006
業 務 粗 利 益 率	0.76	0.76
業 務 純 益	4,806	4,533
実 質 業 務 純 益	4,829	4,557
コ ア 業 務 純 益	4,921	4,557
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	4,921	4,511
資 金 運 用 収 支	19,634	19,755
役 務 取 引 等 収 支	△ 4,227	△ 4,138
そ の 他 業 務 収 支	1,642	1,389
資 金 運 用 勘 定 平 均 残 高	2,236,897	2,222,190
資 金 運 用 収 益 (受 取 利 息)	20,420	20,591
資 金 運 用 収 益 増 減 額	281	171
資 金 運 用 利 回 り	0.91	0.92
資 金 調 達 勘 定 平 均 残 高	2,162,660	2,148,735
資 金 調 達 費 用 (支 払 利 息)	786	837
資 金 調 達 費 用 増 減 額	85	50
資 金 調 達 利 回 り	0.03	0.03
資 金 調 達 原 価 率	0.60	0.61
資 金 利 鞘	0.31	0.31
総 資 産 経 常 利 益 率	0.20	0.20
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.15	0.14
総 資 産 業 務 純 益 率	0.22	0.20
純 資 産 経 常 利 益 率	4.37	4.36
純 資 産 当 期 純 利 益 率	3.27	3.18
純 資 産 業 務 純 益 率	4.77	4.31

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券等の利息収支を示す「資金利益」、各種手数料等の収支を示す「役務取引等利益」、債券等の売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」及び「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額（または取崩額）を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額等臨時的な経費等を除きます。

3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5. 「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

6. 利益率・純益率

$$\text{総資産(純)利益率} = \frac{\text{(純)利益(または純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産(純)利益率} = \frac{\text{(純)利益(または純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100$$

◆常勤役職員1人当たり預金・貸出金平均残高

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
預 金 残 高	2,738	2,827
貸 出 金 残 高	2,277	2,295

◆純資産の内訳

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
純 資 産 の 部 合 計	101,048	105,436
出 資 金	5,340	5,337
(普 通 出 資 金)	(5,340)	(5,337)
(優 先 出 資 金)	(-)	(-)
資 本 剰 余 金	-	-
利 益 剰 余 金	95,003	97,930
利 益 準 備 金	5,361	5,361
特 別 積 立 金	85,245	88,145
(特 別 積 立 金)	(10,400)	(10,400)
(金 利 変 動 準 備 積 立 金)	(17,450)	(19,450)
(機 械 化 準 備 積 立 金)	(19,100)	(19,450)
(配 当 準 備 積 立 金)	(1,300)	(1,300)
(経 営 基 盤 強 化 積 立 金)	(11,600)	(11,600)
(そ の 他 の 積 立)	(25,395)	(25,945)
当 期 末 処 分 剰 余 金	4,395	4,422
(当 期 純 利 益)	(3,299)	(3,340)
処 分 未 済 持 分	△ 1	△ 2
自 己 優 先 出 資	-	-
その他有価証券評価差額金	706	2,170
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	-	-
土 地 再 評 価 差 額 金	-	-

◆1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項 目	2019年度末	2020年度末
預 金 残 高	43,096	46,278
貸 出 金 残 高	35,836	37,563

◆預貸率・預証率

(単位:%)

項 目	2019年度	2020年度
預 貸 率 (期 末 値)	83.87	80.16
預 貸 率 (期 中 平 均 値)	83.15	81.16
預 証 率 (期 末 値)	4.84	5.29
預 証 率 (期 中 平 均 値)	4.43	4.85

財務諸表

◆貸借対照表・チェックポイント【重要なのは運用と調達のバランス】

「貸借対照表」は、決算日時点の資金の調達と運用の状況という財政状態が示されています。お客様からお預かりした預金・出資金・剰余金処分による積立金等は「負債の部」及び「純資産の部」に記載しています。貸出金・預け金・有価証券等の運用資産及び動産不動産等の固定資産は「資産の部」に記載しています。貸借対照表は調達された資金がどのように運用されているかをあらわすものです。

「貸借対照表」では、「預金と貸出」、「自己資本と動産・不動産」等の調達と運用のバランスが適正かどうか、各項目の構成比や増減の状況はどうかなどがチェックのポイントとなります。

◆貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2020年度
資産の部		
現金	15,495	14,699
預 け 金	558,102	484,670
買 入 金 銭 債 権	7,832	7,796
有 価 証 券	2,000	1,500
国 債	87,848	102,986
地 方 債	45,665	46,109
社 債	13,023	22,172
貸 付 信 託	—	—
投 資 信 託	8,494	10,895
株 式	1,160	1,597
外 国 証 券	19,503	22,210
貸 出 金	1,521,817	1,558,341
手 形 貸 付	50	53
証 書 貸 付	1,510,012	1,547,323
当 座 貸 越	11,754	10,965
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 け	—	—
外 国 他 店 貸 付	—	—
買 入 外 国 為 替	—	—
取 立 外 国 為 替	—	—
そ の 他 資 産	11,599	11,358
未 決 清 為 替	268	257
労 働 金 庫 連 合 会 出 資 金	8,400	8,400
前 払 金 庫 費 用	17	14
未 収 収 益	2,551	2,294
金 融 派 生 商 品	1	—
そ の 他 の 資 産	360	392
有 形 固 定 資 産	13,866	14,061
建 物	4,392	4,419
土 地	8,842	8,835
リ ー ス 資 産	—	—
建 設 仮 勘 定	63	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	568	806
無 形 固 定 資 産	102	227
ソ フ ト ウ ェ ア	88	214
の れ ば	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	13	12
前 払 年 金 費 用	329	235
繰 延 税 金 資 産	1,241	642
債 務 保 証 見 返	309	258
貸 倒 引 当 金	△ 85	△ 108
(うち個別貸倒引当金)	(△ 21)	(△ 20)
資 産 の 部 合 計	2,220,459	2,196,670
預 金	1,774,116	1,899,642
当 座 預 金	27	63
普 通 預 金	521,779	585,076
貯 蓄 預 金	966	947
通 知 預 金	—	—
別 段 預 金	163	210
納 税 準 備 預 金	—	—
定 期 預 金	1,251,178	1,313,344
定 期 積 立	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—
渡 性 預 金	40,233	44,358
借 入 金	296,200	141,000
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	296,200	141,000
そ の 他 負 債	4,622	4,648
未 決 清 為 替	41	52
給 付 補 填 備 用 金	1,327	1,202
未 払 法 人 税 等	1,123	1,114
前 受 収	0	0
払 戻 未 済 分	2	2
払 戻 未 済 持 分	0	0
金 融 派 生 商 品	1	—
リ ー ス 債 務	—	—
資 産 除 去 債 務	324	315
そ の 他 の 負 債	1,800	1,961
代 理 業 務 勘 定	—	—
賞 与 引 当 金	389	370
退 職 給 付 引 当 金	3,250	653
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	112	145
そ の 他 の 引 当 金	176	157
そ の 他 務 保 証	309	258
負 債 の 部 合 計	2,119,411	2,091,234
出 資 金	5,340	5,337
普 通 出 資 金	5,340	5,337
優 先 出 資 金	—	—
資 本 剰 余 金	95,003	97,930
利 益 準 備 金	5,361	5,361
そ の 他 利 益 剰 余 金	89,641	92,568
(特 別 積 立 金)	(85,245)	(88,145)
(当 期 未 処 分 剰 余 金)	(4,395)	(4,422)
処 分 未 済 持 分	△ 1	△ 2
会 員 勘 定 合 計	100,341	103,265
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	706	2,170
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 評 価 差 額 金	—	—
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	706	2,170
純 資 産 の 部 合 計	101,048	105,436
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,220,459	2,196,670

■貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理要領に基づき定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	19年～50年
その他	3年～15年

6. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権のうち、銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する要管理先債権については今後3年間の予想損失額、その他の債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績または倒産実績を基礎とした貸倒実績率または倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

9. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用の損益処理方法及び数理計算上の差異の損

益処理方法は次のとおりであります。

(1)過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理

(2)数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理

11. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

13. 特別法上の引当金

特別法上の引当金は計上しておりません。

14. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は適用しておりません。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

16. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	11,326,141千円
有形固定資産の圧縮記帳額	136,246千円

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する

金銭債権総額	133,130千円
--------	-----------

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する

金銭債務総額	ありません。
--------	--------

19. 子会社等の株式（及び出資金）総額

80,000千円

20. 子会社等に対する金銭債権総額

ありません。

21. 子会社等に対する金銭債務総額

285,586千円

22. 破綻先債権額及び延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は747,533千円、延滞債権額は5,951,989千円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 3カ月以上延滞債権額

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は241,814千円であります。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものであります。

24. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,286千円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、6,948,624千円であります。

なお、22. から25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
定期預け金	211,614,000千円
担保資産に対応する債務	
預 金	3千円
借 用 金	141,000,000千円

上記のほか、定期預け金を為替決済及び当座貸越の担保として37,778,300千円差し入れております。

27. 出資1口当たりの純資産額

19,761円59銭

28. 目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

29. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金取扱金融機関として、預金業務を行い、普通預金、定期性預金等により資金を調達しております。また、調達した資金は住宅ローン等、融資業務により運用を行うとともに、市場運用業務を行っております。

このため、金利等、市場の変動により金庫の収益が大きく影響を受けるため、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施し、収益とリスクをコントロールしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。貸出金の多くは個人のお客様を対象とした住宅ローン等であり、これは、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、与信の集中リスクは殆どありません。

また、特に長期間にわたり金利が固定される住宅ローンについては、金利の変動リスクが大きいため、その一部については、証券化とよばれる手法を用いてリスクの削減をしております。

有価証券は、国債等債券を中心とし、株式・投資信託等で構成されており、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、外貨建有価証券は保有しておりません。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクの適切な管理を行うため、「信用リスク管理方針」「クレジット・ポリシー」をはじめ、融資業務、信用リスク管理に関する各諸規程に従い、貸出金については個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備・運営しております。また、融資商品や制度に係る諸規程等に関する研修を定期的の実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保しております。日常的な信用リスク管理は、審査管理部門・リスク統括部門が行っております。信用リスクの管理状況、信用リスク量等については、月次で部長会に報告し、定期的に常務会及び理事会に報告しております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部門において、信用リスク量の把握、格付の状況等をチェックし、部長会に報告しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、金利リスクの適切な管理を行うため、「市場リスク管理方針」をはじめ、市場リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等を明記しております。

日常的な金利リスクの管理は、リスク統括部門が行っております。リスク統括部門は、有価証券の金利リスク、及び、預金・貸出金等を含めた全体の金利リスクをVaR（バリュー・アット・リスク）とよばれる手法を用いて計量化し、月次で部長会に報告するとともに、定期的に常務会及び理事会に報告しております。なお、金利の変動リスク等をヘッジするため、証券化取引を行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに対して、個別案件ごとのリスク量の計量化を行う等の管理を行っております。なお、為替リスクのヘッジとして、通貨スワップ等、デリバティブ取引は行っておりません。

(iii)価格変動リスクの管理

当金庫は、価格変動リスクの適切な管理を行うため、「市場リスク管理方針」をはじめ、市場リスク管理、並びに資金運用に関する諸規程において、リスク管理方法や投資基準等を明記しております。

日常的な価格変動リスクの管理は、リスク統括部門が行っております。リスク統括部門は有価証券の価格変動リスクをVaR（バリュー・アット・リスク）を用いて日次で計量化し、市場運用部門に報告しております。また、リスク管理の状況を月次で部長会に報告するとともに、定期的に常務会及び理事会に報告しております。

有価証券等、市場運用商品の買入や管理については、資金運用の諸規程に従い、市場運用部門が行っております。

(iv)デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引の管理に関しては、基本的に金利リスク管理に準じて行っております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では主な金融資産（「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券（非上場株式を除く）」、「貸出金」と金融負債（「預金」、「借入金」）の市場リスク量を月次でVaR（バリュー・アット・リスク）により計測し、リスク量がリスク限度額の範囲内におさまるようコントロールしております。

当金庫のVaR（バリュー・アット・リスク）は分散共分散法（①有価証券：保有期間30日、信頼区間99%、観測期間250日、②その他の金融資産・金融負債：保有期間250日、信頼区間99%、観測期間250日）とよばれる手法により算出しております。令和3年3月31日現在における当金庫の市場リスク量は有価証券1,353,699千円、その他の金融資産・金融負債11,147,701千円となりました。

なお、有価証券については、VaR（バリュー・アット・リスク）の値と実際の損益の動きを比較する「バックテスト」を定例的に実施し、VaR（バリュー・アット・リスク）モデルの有効性を検証しております。ただし、VaR（バリュー・アット・リスク）は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率における市場リスク量を計測しており、市場が通常では考えられないほど急激に変動した場合にはリスクが捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

当金庫は、貸出金等金融資産と預金等金融負債の契約期日や換金性の相違等により、流動性リスクに晒されております。流動性リスクに関しては、資金繰り管理部門、及びリスク統括部門が日次で適切に管理するとともに、その管理状況を部長会に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

30. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）を参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	484,670,790	486,014,538	1,343,748
(2)買入金銭債権	7,796,645		
貸倒引当金（＊1）	△2		
	7,796,643	8,106,038	309,392
(3)金銭の信託	1,500,000	1,500,000	－
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	－	－	－
その他有価証券	102,897,045	102,897,045	－
(5)貸出金	1,558,341,802		
貸倒引当金（＊2）	△81,168		
	1,558,260,633	1,563,226,326	4,965,693
金融資産計	2,155,125,111	2,161,743,948	6,618,836
(1)預金積金	1,899,642,254	1,900,153,097	510,843
(2)譲渡性預金	44,358,888	44,366,958	8,070
(3)借入金	141,000,000	141,000,000	－
金融負債計	2,085,001,142	2,085,520,055	518,913

(＊1) 買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(＊2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融商品の時価の算定方法については、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成30年2月16日）、及び同業種別委員会報告第44号「銀行等金融機関における

金融商品の時価等の開示に関する監査上の留意事項（中間報告）」（平成21年12月18日）等を参考に下記のとおりの方法により算出しております。

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)買入金銭債権

金庫が保有している買入金銭債権は、住宅ローン証券化実施に伴い金庫が保有する受益権（メザン受益権、劣後受益権等）であります。買入金銭債権は、証券化対象となった貸出金を通常の貸出金と同様の方法で時価を算定し、その合計金額から投資家へ販売した受益権（優先受益権）の時価の合計金額を控除することにより、時価を算定しております。

(3)金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または情報ベンダーが一般に提供している価格若しくは取引金融機関から提示された価格によって時価算定を行っております。投資信託は取引所の価格または投資信託委託会社等により公表されている基準価格によって時価算定しております。

(4)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または情報ベンダーが一般に提供している価格若しくは取引金融機関から提示された価格によって時価算定を行っております。投資信託は取引所の価格または投資信託委託会社等により公表されている基準価格によって時価算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については31. から35. に記載しております。

(5)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、貸出金については、繰上返済等、いわゆるプリペイメントが発生するため、時価の算定においては、その影響を考慮しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金は、種類や区分ごとに元利金の合計額を新規の定期性預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。定期性預金については、中途解約等、いわゆるプリペイメントが発生するため、時価の算定においては、その影響を考慮しております。

(2)譲渡性預金

譲渡性預金は、預金積金と同様の方法により、時価を算定しております。なお、譲渡性預金については、プリペイメントを考慮しておりません。

(3)借入金

借入金については、固定金利によるものであります。なお、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に

より算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式 (*)	80,000
非上場株式 (*)	9,450
合 計	89,450

(*) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

31. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- | | |
|-------------------------|--------|
| (1) 売買目的有価証券 | ありません。 |
| (2) 満期保有目的の債券 | ありません。 |
| (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 | ありません。 |
| (4) その他有価証券 | |

(単位:千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,464,651	736,477	728,174
	債券	52,607,298	51,291,043	1,316,254
	国債	37,338,016	36,274,561	1,063,454
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	15,269,281	15,016,481	252,799
	その他	22,848,849	21,379,315	1,469,533
	小 計	76,920,798	73,406,836	3,513,962
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	43,878	48,450	△ 4,572
	債券	15,674,740	16,045,332	△ 370,592
	国債	8,771,800	9,055,301	△ 283,501
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	6,902,940	6,990,030	△ 87,090
	その他	10,257,629	10,401,285	△ 143,656
	小 計	25,976,247	26,495,068	△ 518,821
合 計		102,897,045	99,901,904	2,995,141

32. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 ありません。

33. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	198,664	61,688	15,377
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	882,025	148,954	—
合 計	1,080,689	210,643	15,377

34. 保有目的区分を変更した有価証券 ありません。

35. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落し、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）したものはありません。

また、時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合に、時価が「著しく下落した」と判断しております。

36. 金銭の信託の保有目的別内訳

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| (1) 運用目的の金銭の信託 | 1,500,000千円 |
| (2) 満期保有目的の金銭の信託 | ありません。 |
| (3) その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外） | ありません。 |

37. 有価証券の貸付等 ありません。

38. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、193,886,664千円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（または任意の時期に無条件で取消可能なもの）は42,848,797千円であります。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みをうけた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち150,812,679千円ありますが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
退職給付引当金	179,803千円
減価償却限度超過額	385,253千円
賞与引当金	101,861千円
退職給付信託	692,538千円
その他	400,190千円
繰延税金資産小計	1,759,646千円
評価性引当額	△ 192,000千円
繰延税金資産合計	1,567,646千円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	824,562千円
前払年金費用	64,900千円
固定資産圧縮積立金	19,652千円
その他	16,182千円
繰延税金負債合計	925,297千円
繰延税金資産の純額	642,348千円

40. 重要な会計上の見積り

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号令和2年3月31日）を当事業年度から適用しておりますが、重要性が乏しいため注記を省略しております。

以上

財務諸表

◆損益計算書・チェックポイント『バランスのとれた収支構造に注目』

「損益計算書」は一定期間内にどれだけの収益をあげたか、費用がいくらかったか、その結果利益はいくら計上できたのかを示すものです。ろうきんは融資や為替業務及び預け金や有価証券運用等により利息や手数料等の収益をあげております。その反対に資金を調達するためにかかる預金利息や人件費・物件費等、費用の支払いが必要です。この収益と費用の差額が利益となります。

「損益計算書」では、資金の調達と運用を通じてバランスのとれた収支構造と適正な利益水準が確保されているかどうか等がチェックポイントとなります。

◆損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2020年度
経常収益	23,598	23,471
資金運用収益	20,420	20,591
貸出金利息	17,767	17,996
預け金利息	1,397	1,202
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	904	981
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	350	410
役務取引等収益	1,246	1,250
受入為替手数料	362	344
その他の役務収益	884	906
その他の業務収益	1,918	1,397
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	177	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	1,740	1,397
その他の経常収益	13	230
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	0	0
株式等売却益	8	210
金銭の信託運用益	—	16
その他の経常収益	4	3
経常費用	19,200	18,889
資金調達費用	786	837
預金利息	764	814
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	20	22
借入金利息	—	—
債券貸借取引支払利息	1	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	5,474	5,389
支払為替手数料	1,170	1,084
その他の役務費用	4,303	4,305
その他の業務費用	275	8
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売却損	—	—
国債等債券売却損	270	—
国債等債券償還損	—	—
金融派生商品費用	0	2
その他の業務費用	4	5
経費	12,363	12,615
人件費	6,558	6,617
物件費	5,702	5,898
税金	102	99
その他の経常費用	301	38
貸倒引当金繰入額	24	23
貸出金償却	—	—
株式等売却損	61	15
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	73	0
その他の資産償却	—	—
退職手当金	1	0
その他の経常費用	140	0
経常利益	4,397	4,582
特別利益	166	2
固定資産処分益	—	2
負ののれん発生益	—	—
その他の特別利益	166	—
特別損失	1	10
固定資産処分損	1	10
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	4,562	4,574
法人税、住民税及び事業税	1,196	1,191
法人税等調整額	67	43
法人税等合計	1,263	1,234
当期純利益	3,299	3,340
繰越金(当期首残高)	1,096	1,082
積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	4,395	4,422

■損益計算書注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 36,040千円
子会社との取引による費用総額 824,920千円
- 出資1口当たりの当期純利益金額 626円2銭

◆剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	2019年度総会承認日 (2020年6月25日)	2020年度総会承認日 (2021年6月25日)
当期末処分剰余金	4,395	4,422
積立金取崩額	0	—
剰余金処分額	3,313	3,413
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年4%) 213	(年4%) 213
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	199	199
特別積立金	2,900	3,000
繰越金(当期末残高)	1,082	1,009

以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2021年5月21日に監事の監査を受けております。また、同年6月25日の総会において貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を2021年5月21日に受けております。

確認書

私は、令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和3年6月28日

東海労働金庫 土肥 和則
理事長

◆出資配当

(単位:千円、%)

項 目	2019年度総会承認日 (2020年6月25日)	2020年度総会承認日 (2021年6月25日)
出資配当	213,418	213,134
(配当率)	(年4%の割合)	(年4%の割合)
利用配当	199,995	199,996
配当負担率	9.40	9.34

$$\text{配当負担率} = \frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$

自己資本の充実の状況

◆単体自己資本比率

(単位:%)

2019年度末	2020年度末
9.14	9.17

(注)当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準とよばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準とよばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1) - コア資本に係る調整項目の額(注2))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3) + オペレーショナル・リスク相当額 \times 12.5(注4)}} \times 100$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフバランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しております。

(注)標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産に乘じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン（1億円以下）が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」（注）を採用しております。

(注)基礎的手法…粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」とよばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は9.17%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

◆自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末	2020年度末
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	99,928	102,852
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,340	5,337
うち、利益剰余金の額	95,003	97,930
うち、外部流出予定額(△)	413	413
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	64	88
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	64	88
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	99,992	102,940
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	102	227
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	102	227
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	307	266
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	329	235
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	739	729
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	99,253	102,211
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,053,449	1,081,793
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△750	△750
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△750	△750
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	31,525	32,008
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	1,084,974	1,113,801
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	9.14	9.17

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋（△）調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資及び一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

「出資金」とは

会員の皆様より出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」とよばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」とよばれるものです。「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金等を計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益等から成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1)金利変動準備積立金

市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2)機械化積立金

事務処理等の機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。

(3)配当準備積立金

配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4)経営基盤強化積立金

将来の支出増大等に備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額（△）」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、例えば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、退職給付引当金、役員退職慰労引当金、賞与引当金及び睡眠預金払戻損失引当金の六種類を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%）

「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier 2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

当金庫ではこの経過措置を適用しておりません。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用及び売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産等一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額（(イ)－(ロ)）」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

預金に関する指標

◆預金科目別残高(期末残高)

(単位:百万円)

項 目	2019年度末				2020年度末			
	個人預金	法人預金			個人預金	法人預金		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当 座 預 金	—	—	—	27	—	—	—	63
普 通 預 金	433,117	767	4	87,890	489,735	701	3	94,635
貯 蓄 預 金	966	—	—	—	947	—	—	—
通 知 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—
別 段 預 金	—	64	17	81	—	94	22	93
定 期 預 金	991,641	63,854	4,195	191,487	1,049,514	64,255	5,231	194,343
定 期 積 金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,425,725	64,685	4,217	279,487	1,540,197	65,051	5,256	289,135

(注) 合計には譲渡性預金は含んでいません。

◆預金種類別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
流 動 性 預 金	510,318	561,054
定 期 性 預 金	1,257,074	1,291,255
譲 渡 性 預 金	42,662	45,092
そ の 他 の 預 金	—	—
合 計	1,810,055	1,897,402

◆定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項 目	2019年度末	2020年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	768,378	828,283
変 動 金 利 定 期 預 金	246	266
そ の 他	482,554	484,794
合 計	1,251,178	1,313,344

◆財形貯蓄残高(期末残高)

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末		2020年度末	
	金 額	預金に占める割合	金 額	預金に占める割合
一 般 財 形	240,701	13.26	249,290	12.82
財 形 年 金	45,344	2.49	44,718	2.30
財 形 住 宅	20,680	1.13	19,815	1.01
合 計	306,727	16.90	313,824	16.14

◆預金者別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末		2020年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
団 体 会 員	1,508,060	85.00	1,622,640	85.41
民 間 労 働 組 合	888,122	50.05	935,022	49.22
民間以外の労働組合及び公務員の団体	154,049	8.68	163,871	8.62
消費生活協同組合及び同連合会	9,559	0.53	11,836	0.62
そ の 他 の 団 体	456,329	25.72	511,909	26.94
(うち間接構成員)	(1,307,219)	(73.68)	(1,417,542)	(74.62)
個 人 会 員	1,978	0.11	1,996	0.10
国・地方公共団体・非営利法人	100,110	5.64	101,101	5.32
一 般 員 外 (a)	163,967	9.24	173,904	9.15
合 計	1,774,116	100.00	1,899,642	100.00

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末	2020年度末
一 般 員 外 譲 渡 性 預 金 (b)	30,220	26,670
一般員外預金計(c): (上表の(a) + (b))	194,187	200,574
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	1,814,350	1,944,001
一般員外預金比率(c)/(d) × 100	10.70	10.31

(注) 当金庫は、上記のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

内国為替取扱実績・公共債窓口販売実績・投資信託窓口販売実績

◆内国為替取扱実績

(単位:件)

項 目	2019年度		2020年度	
	各地へ向けた分	各地より受けた分	各地へ向けた分	各地より受けた分
送 金 ・ 振 込	1,905,143	3,955,762	1,805,598	3,880,033
代 金 取 立	5	1	2	—
合 計	1,905,148	3,955,763	1,805,600	3,880,033

◆公共債窓口販売実績

(単位:千円)

項 目	2019年度	2020年度
国 債	41,500	18,500

◆投資信託窓口販売実績

(単位:千円)

項 目	2019年度	2020年度
投 資 信 託	2,221,075	2,829,346

貸出金等に関する指標

◆リスク管理債権(破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権)合計額

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度	2020年度
リスク管理債権 合計(A)	6,098	6,948
破綻先債権	442	747
延滞債権	5,364	5,951
3カ月以上延滞債権	284	241
貸出条件緩和債権	7	7
保全額(B)	6,091	6,941
担保・保証等による回収見込み額	6,090	6,941
貸倒引当金	1	0
保全率(B)／(A) (%)	99.88	99.89
貸出金残高(C)	1,521,817	1,558,341
リスク管理債権比率(A)／(C) (%)	0.40	0.44

ろうきんは、全国で統一した基準により他業態に先んじて、1996年3月期からリスク管理債権の額を会員や利用者の皆様に公表しております。

お客様からお預かりした預金の安全な運用管理に万全な体制を心がけ、リスク管理債権に対しては十分な備えをしております。

2020年度末のリスク管理債権合計は69億48百万円で、貸出金残高1兆5,583億41百万円に占める割合(リスク管理債権比率)は0.44%となっております。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が7億47百万円、「延滞債権」が59億51百万円、「3カ月以上延滞債権」が2億41百万円、「貸出条件緩和債権」が7百万円となっております。

リスク管理債権合計69億48百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額が69億41百万円となっております。また、「貸倒引当金」は1百万円未満となっております。その結果、保全額は69億41百万円となり、リスク管理債権合計の99.89%をカバーしております。

「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」があります。

ろうきんも、1995年度数値から「破綻先債権」「延滞債権」及び「金利減免・利息棚上げ債権」の開示を開始し、1997年度数値からはこの3つに加え「3カ月以上延滞債権」を開示しました。1998年度数値からは、ディスクロージャー誌での開示項目が法定化されたことに伴って、全金融機関が上記4種類のリスク管理債権の開示を行っております。

「破綻先債権」とは

借り手の倒産(個人の場合には、自己破産も)等により、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

「延滞債権」とは

今後「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実が発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金等に変わる可能性の高い債権」ということになります。

「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入ってこなくなる(会社の業績不振等)等の理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進すること等を目的として、貸出金利の免除や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことで、1998年度数値から公表したものです。(ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。)

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。なお、引当基準については、貸借対照表に注記しておりますのでご参照ください。

◆貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
貸 出 金 償 却	—	—

◆貸倒引当金残高

(単位:百万円)

項 目	2019年度		2020年度	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
貸 倒 引 当 金	85	24	108	23
一般貸倒引当金	64	23	88	24
個別貸倒引当金	21	1	20	0

「一般貸倒引当金」とは

「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

「個別貸倒引当金」とは

「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

◆金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

2021年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円、%)

債権の区分	2019年度	2020年度
金融再生法上の不良債権(A)	6,111	6,961
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,879	2,522
危険債権	3,938	4,188
要管理債権	294	250
保全額(B)	6,101	6,952
担保・保証等による回収見込み額	6,089	6,941
貸倒引当金	12	11
保全率(B)／(A) (%)	99.85	99.87
正常債権(C)	1,517,005	1,552,615
合 計(D) = (A) + (C)	1,523,116	1,559,576
金融再生法上の不良債権比率(A)／(D) (%)	0.40	0.45

(注) 1. 金額は決算後(償却後)の計数です。

2. 単位未満四捨五入しています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、貸付有価証券(消費貸借型貸付債券は除く)、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産、会社更生、再生手続等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

総与信額(貸出金、貸付有価証券(消費貸借型貸付債券は除く)、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、借り手が経営破綻の状態に至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記しておりますのでご参照ください。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「正常債権」とは

総与信額(貸出金、貸付有価証券(消費貸借型貸付債券は除く)、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。

資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定の債務者区分」、「金融再生法に基づく債権区分」、「労働金庫法施行規則に基づくリスク管理債権」の各基準を比較すると、以下のとおりとなります。

(単位:百万円)

資産査定	
定 義	労働金庫の資産査定規程・要綱
区 分 単 位	債務者単位
対 象	債権
破 綻 先 747	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
実 質 破 綻 先 1,774	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破 綻 懸 念 先 4,188	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要 注 意 先 6,349	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
正 常 先 1,546,515	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
そ の 他 0	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権

金融再生法	
定 義	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条
区 分 単 位	債務者単位
対 象	総与信
(注1)	
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権 2,522	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
(注1)	
危 険 債 権 4,188	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権
要 管 理 債 権 (債 権 単 位) 250	元金または利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金及び経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金
正 常 債 権 (注2) 1,552,615	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権

金融再生法に基づく資産の公表においては単位未満を四捨五入して表示しております。

リスク管理債権	
定 義	労働金庫法施行規則第114条
区 分 単 位	債権単位
対 象	貸出金
(注1)	
(注3)	
破 綻 先 債 権 747	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立を行ったこと、及び銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金
(注1)	
(注3)	
延 滞 債 権 5,951	元金または利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
(注3)	
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権 241	元金または利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権を除く）
貸 出 条 件 緩 和 債 権 7	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く）

(注1) 資産査定と金融再生法の差は、直接償却額分です。前ページ貸出金償却の額と一致しないのは、個別貸倒引当金を引当済みの債権が含まれていることによります。

(注2) 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。

(注3) 金融再生法とリスク管理債権の差は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行っておりますので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下部二区分の合計額（貸出金分）にも一致することとなります。

貸出金等に関する指標

◆貸出金科目別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
手 形 貸 付	17	17
証 書 貸 付	1,493,425	1,528,657
当 座 貸 越	11,689	11,445
割 引 手 形	—	—
合 計	1,505,132	1,540,120

◆貸出金担保種類別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末		2020年度末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 金 庫 預 金 積 金	1,651	0.10	1,449	0.09
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	24,706	1.62	21,233	1.36
そ の 他	11	—	10	—
小 計	26,369	1.73	22,693	1.45
保 証	1,493,964	98.16	1,534,324	98.45
信 用	1,483	0.09	1,324	0.08
合 計	1,521,817	100.00	1,558,341	100.00

◆貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項 目	2019年度末	2020年度末
固 定 金 利 貸 出 金	1,023,543	1,003,902
変 動 金 利 貸 出 金	498,274	554,439
合 計	1,521,817	1,558,341

(※) 手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでおります。

◆貸出金使途別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末		2020年度末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
賃 金 手 当 対 策 資 金	—	—	—	—
生 活 資 金	71,893	4.72	71,372	4.57
カ ー ド ロ ー ン	8,212	0.53	7,631	0.48
教 育 ロ ー ン	6,932	0.45	7,452	0.47
そ の 他	56,747	3.72	56,288	3.61
福 利 共 済 資 金	運 営 資 金 644	0.04	506	0.03
	設 備 資 金 674	0.04	632	0.04
生 協 資 金	運 営 資 金 530	0.03	530	0.03
	設 備 資 金 22	0.00	—	0.00
住 宅 資 金	一 般 住 宅 資 金 1,448,053	95.15	1,485,299	95.31
	住 宅 事 業 資 金 —	—	—	—
合 計	1,521,817	100.00	1,558,341	100.00

◆債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項 目	2019年度末	2020年度末
	残 高	残 高
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	—	—
そ の 他	—	—
小 計	—	—
保 証	309	258
信 用	—	—
合 計	309	258

(注) 1. 債務保証見返勘定とは、債務保証の求償として得られる債務者に対する債権を示す科目で、債務保証の対照勘定で同額の「債務保証」を行っていることとなります。
2. 当金庫の債務保証(見返)は独立行政法人福祉医療機構等の代理業務取扱によって発生しているものです。

◆貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項 目		2019年度末		2020年度末	
		残 高	構成比	残 高	構成比
民 間 労 働 組 合		722,765	47.49	721,725	46.31
民間以外の労働組合及び公務員の団体		78,198	5.13	75,467	4.84
消 費 生 活 協 同 組 合 及 び 連 合 会		7,861	0.51	13,129	0.84
そ の 他 の 団 体		704,572	46.29	739,796	47.47
《 間 接 構 成 員 》		《1,511,570》	《99.32》	《1,548,499》	《99.36》
個 人 会 員		5	0.00	4	0.00
会 員 等 計		1,513,403	99.44	1,550,124	99.47
預 金 積 金 担 保 貸 出		108	0.00	89	0.00
そ の 他		8,305	0.54 (100.00)	8,127	0.52 (100.00)
業 種 別 内 訳	製造業	－	(ー)	－	(ー)
	農業、林業	－	(ー)	－	(ー)
	漁業	－	(ー)	－	(ー)
	鉱業、採石業、砂利採取業	－	(ー)	－	(ー)
	建設業	－	(ー)	－	(ー)
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	(ー)	－	(ー)
	情報通信業	－	(ー)	－	(ー)
	運輸業、郵便業	－	(ー)	－	(ー)
	卸売業・小売業・宿泊業、飲食サービス業	－	(ー)	－	(ー)
	金融業・保険業	－	(ー)	－	(ー)
	不動産業、物品賃貸業	－	(ー)	－	(ー)
	医療、福祉	－	(ー)	－	(ー)
	サービス業	－	(ー)	－	(ー)
	国・地方公共団体	43	(0.51)	49	(0.60)
個人	8,261	(99.47)	8,078	(99.39)	
その他	－	(ー)	－	(ー)	
会 員 外 計		8,414	0.55	8,216	0.52
合 計		1,521,817	100.00	1,558,341	100.00

有価証券に関する指標

ろうきんでは、利用者の皆様からお預かりした預金を、住宅ローン等の融資としてご利用いただくまでの間、その一部を国債等の有価証券の購入に充てて運用しております。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。このため、当金庫は2001年3月期より、保有する金融商品について「金融商品会計に関する実務指針」及び関係法令等に基づく決算を実施しています。

◆有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位:百万円)

項 目	年 度	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	2019年度末	—	5,047	24,042	—	16,576
	2020年度末	—	11,080	12,717	—	22,311
地方債	2019年度末	—	—	—	—	—
	2020年度末	—	—	—	—	—
短期社債	2019年度末	—	—	—	—	—
	2020年度末	—	—	—	—	—
社 債	2019年度末	—	1,002	1,873	2,566	7,581
	2020年度末	—	—	5,260	4,281	12,630
貸付信託	2019年度末	—	—	—	—	—
	2020年度末	—	—	—	—	—
投資信託	2019年度末	8,494	—	—	—	—
	2020年度末	10,895	—	—	—	—
株 式	2019年度末	1,160	—	—	—	—
	2020年度末	1,597	—	—	—	—
外国証券	2019年度末	—	1,199	4,048	10,658	3,597
	2020年度末	—	—	9,802	9,809	2,599
その他の証券	2019年度末	—	—	—	—	—
	2020年度末	—	—	—	—	—
合 計	2019年度末	9,655	7,248	29,963	13,224	27,755
	2020年度末	12,493	11,080	27,779	14,090	37,540

◆有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末		2020年度末	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	44,689	50.98	44,104	47.84
地 方 債	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	13,097	14.94	16,885	18.31
貸 付 信 託	—	—	—	—
投 資 信 託	8,655	9.87	8,893	9.64
株 式	815	0.92	817	0.88
外 国 証 券	20,399	23.27	21,483	23.30
その他の証券	—	—	—	—
合 計	87,657	100.00	92,185	100.00

(注) 社債には、政保債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

◆有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

(単位:百万円)

項 目	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
種 類	—	—	—	—

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

項 目	2019年度					2020年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 時価は事業年度末における市場価格等に基づいております。

3. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

項 目	2019年度					2020年度				
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表計上額	差額	うち益	うち損
株 式	672	1,071	399	422	23	784	1,508	723	728	4
債 券	77,883	78,192	308	1,550	1,241	89,236	90,492	1,256	1,678	422
国 債	44,394	45,665	1,271	1,350	78	45,329	46,109	779	1,063	283
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	13,089	13,023	△65	137	202	22,006	22,172	165	252	87
外 国 証 券	20,399	19,503	△896	63	959	21,899	22,210	310	362	51
そ の 他	8,228	8,494	266	482	215	9,880	10,895	1,015	1,107	91
合 計	86,783	87,758	974	2,455	1,480	99,900	102,895	2,994	3,513	517

(注) 貸借対照表計上額は、当該事業年度末における市場価格等に基づいて時価により計上したものです。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の

主要内容及び貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
子会社株式及び関連法人等株式	80	80
子 会 社 株 式	80	80
関 連 法 人 等 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	9	9
非 上 場 株 式	9	9
非上場不動産投資信託	—	—
譲 渡 性 預 け 金	—	—
合 計	89	89

◆金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

項 目	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	2,000	—	1,500	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当該事業年度末における時価により計上したものです。

2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によります。

3. 満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託はありません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

「デリバティブ取引」とは、金融自由化が進むにつれて、国内、国外の金融市場で、金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプション等の新しい手法を用いた、いわゆるオフバランス取引（帳簿外の取引）が急速に広まってきました。これらの取引は、「デリバティブ」（金融派生商品）取引とよばれ、金利や本来の金融取引から派生した取引のことであり、大きくは次の3つのタイプに分かれます。

(1)先物 (2)スワップ (3)オプション

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

(1)「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動等による損失を回避するため一定の範囲でデリバティブ取引を活用しております。

(2)「取り組みの情報」

当金庫では、返済金固定型変動金利住宅ローンで、金利が変動しても返済額が一定の融資商品を提供するにあたって、将来の金利変動リスク回避を目的として、金利スワップ取引を実施しておりますが、マイナス金利が続く市場の状況やLIBOR（London Interbank Offered Rate:ロンドン銀行間取引金利）の恒久的な公表停止を鑑み、2020年度に取引を中止しました。

（スワップ取引とは）

あらかじめ定められた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことをいいます。同一通貨の場合（金利スワップ）と異なる通貨の場合（通貨スワップ）があります。

(3)「リスク管理に対する管理体制」

当金庫では、「リスク管理方針」、「リスク管理規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っております。

◆金利関連取引

(単位:百万円)

店 頭	項 目	2019年度				2020年度			
		契約額等	内1年超	時価	評価損益	契約額等	内1年超	時価	評価損益
	金利スワップ 受取変動・支払変動	119	119	—	—	—	—	—	—
	合 計	119	119	—	—	—	—	—	—

(注) 時価情報及び評価損益について

金利スワップ取引の一部は、複合金融商品として融資（貸出）に組み込まれておりますが、時価評価については区分して当期の損益として処理しております。その結果、当金庫は、評価益・評価損の同額を計上しておりますので、純額での評価損益は発生していません。評価益・評価損のグロス表示では、評価益・評価損それぞれ3百万円が時価評価となります。スワップの時価額及び評価額は、現時点で仮に解約すると、どれだけの再構築費用（収益）が発生するかを計算した結果です。

なお、上記金利関連取引以外には、該当する取引（通貨関連、株式関連、債券関連、クレジットデリバティブ等）はありません。

会員・出資金・その他

◆会員数・出資金の内訳

(単位:千円、%)

区 分	2019年度			2020年度		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団 体 会 員	3,122	5,198,370	97.35	3,100	5,205,834	97.53
民 間 労 働 組 合	2,185	3,764,268	70.49	2,165	3,763,751	70.51
民間以外・公務員団体	416	594,047	11.12	417	594,415	11.14
生 活 協 同 組 合	49	94,206	1.76	49	94,206	1.76
そ の 他 の 団 体	472	745,849	13.97	469	753,462	14.12
個 人 会 員	1,865	140,006	2.62	1,783	129,574	2.43
そ の 他	—	1,704	0.03	—	2,180	0.04
合 計	4,987	5,340,080	—	4,883	5,337,588	—

◆大口出資会員

(単位:千円、%)

順位	会 員 名	金 額	出資比率
1	一般財団法人 愛知県労働者福祉基金協会	491,970	9.22
2	トヨタ自動車労働組合	305,900	5.73
3	デンソー労働組合	202,720	3.80
4	一般財団法人 三重県労働者ゆとり創造基金協会	131,688	2.47
5	三重県教職員組合	126,871	2.38
6	日立金属労働組合桑名支部	122,875	2.30
7	全日本自治団体労働組合岐阜県本部	63,562	1.19
8	アイシン労働組合アイシン・エーアイダブリュ支部	55,727	1.04
9	全日通労働組合愛知県支部	49,820	0.93
10	国鉄労働組合名古屋地方本部	49,617	0.93
小 計		1,600,750	29.99
出 資 金 合 計		5,337,588	

団体会員数3,100会員 会員顧客数（間接構成員数）136万9,430人
新規加入20会員 脱退42会員（2021年3月末現在）

◆報酬体系に係る開示について（2021年3月期）

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤の理事及び常勤監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行及び功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬については、通常総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額については役職等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額については、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、「役員報酬及び退職慰労金規程」を定めております。

(2)2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	150

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「報酬」150百万円、「退職慰労金」0百万円となっております。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3)その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」（2012年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2020年度において対象職員等に該当する者はおりません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 2020年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はおりません。

◆職員の状況

区 分	2019年度末	2020年度末
一 般 職 員 (人)	630	643
そ の 他 の 従 業 員	—	—
合 計 (人)	630	643
平 均 年 齢	38歳2月	38歳1月
平 均 勤 続 年 数	16年1月	15年10月
平 均 給 与 月 額	380千円	375千円

(注) 1. 職員及び従業員には、常勤の職員等を記載し、臨時及び嘱託の職員は含まれておりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。

連結情報

金庫及びその子会社の主要な事業の内容及び組織の構成

東海労働金庫

株式会社東海労金サービス

・当金庫の関連業務の受託

株式会社東海労金サービス

金庫業務の事務効率化に寄与することを目的に、1987年10月に営業を開始しました。現在では、年間売上高は、2020年度で778百万円、当期純利益は、7百万円となっています。

金庫の子会社に関する事項

◆株式会社東海労金サービス

主たる事務所の所在地	名古屋市中区新栄一丁目7番12号
資本金	80百万円
事業の内容	金庫関連業務
設立年月日	1987年10月1日
金庫が保有する子会社の議決権の議決権に占める割合	100%
金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合	—

金庫及びその子会社の主要な事業の概況

◆金庫及びその子会社の主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項 目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経 常 収 益	23,562	22,382	23,050	23,542	23,408
経 常 利 益	3,808	3,902	4,011	4,449	4,587
親会社株主に帰属する当期純利益	2,713	2,854	2,940	3,330	3,341
純 資 産 額	95,358	97,915	100,150	101,444	105,833
総 資 産 額	1,924,062	2,052,872	2,207,475	2,220,662	2,196,869
連 結 自 己 資 本 比 率	10.31	10.04	9.45	9.18	9.21

(注) 1. 連結貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」により連結自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

◆金庫及びその子会社の事業の概況

純資産の部	当金庫と株式会社東海労金サービスを連結した結果、連結剰余金は983億27百万円となりました。また、出資金は上記会社からの出資を受け入れていませんので、金庫単体の金額と変わらず、53億37百万円です。
預 金	当金庫と上記連結対象子会社の預金を調整消去した結果、期末預金残高は1兆8,994億7百万円（譲渡性預金除く）となりました。
貸 出 金	当金庫は上記連結対象子会社等への貸出金はないため、金庫単体の貸出金残高と変わらず、期末貸出金残高は1兆5,583億41百万円となりました。
損 益	2020年度の経常収益は234億8百万円、経常費用は188億20百万円となりました。その結果、上記連結対象子会社との全体の親会社株主に帰属する当期純利益は33億41百万円となりました。

◆連結セグメント情報

連結の対象となる株式会社東海労金サービスは金庫関連業務の受託のほか、リース業を営んでいますが、その事業の種類ごとの区分に属する経常収益、経常利益の額及び資産の額（以下「経常収益等」といいます）の経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

連結財務諸表

◆連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目		2019年度	2020年度
資産の部	現金及び預け金	573,597	499,369
	コールローン及び買入手形	—	—
	買 現 先 勘 定	—	—
	債券貸借取引支払保証金	—	—
	買 入 金 銭 債 権	7,832	7,796
	金 銭 の 信 託	2,000	1,500
	商 品 有 価 証 券	—	—
	有 価 証 券	87,768	102,906
	貸 出 金	1,521,817	1,558,341
	外 国 為 替	—	—
	そ の 他 資 産	11,601	11,369
	有 形 固 定 資 産	14,140	14,323
	建 物	4,553	4,570
	土 地	8,937	8,931
	リ ー ス 資 産	—	—
	建 設 仮 勘 定	63	—
	その他の有形固定資産	585	821
	無 形 固 定 資 産	102	227
	ソ フ ト ウ ェ ア	88	214
	の れ ん	—	—
	リ ー ス 資 産	—	—
	その他の無形固定資産	13	12
	退職給付に係る資産	329	235
	繰 延 税 金 資 産	1,248	648
	再評価に係る繰延税金資産	—	—
	債 務 保 証 見 返	309	258
	貸 倒 引 当 金	△85	△108
	そ の 他 の 引 当 金	—	—
	資 産 の 部 合 計	2,220,662	2,196,869
負債の部	預 金 積 金	1,773,881	1,899,407
	譲 渡 性 預 金	40,233	44,358
	借 用 金	296,200	141,000
	コールマネー及び売渡手形	—	—
	売 現 先 勘 定	—	—
	債券貸借取引受入担保金	—	—
	コマーシャル・ペーパー	—	—
	外 国 為 替	—	—
	そ の 他 負 債	4,651	4,668
	代 理 業 務 勘 定	—	—
	賞 与 引 当 金	399	379
	役 員 賞 与 引 当 金	—	—
	退職給付に係る負債	3,250	653
	役員退職慰労引当金	116	152
	そ の 他 の 引 当 金	176	157
	特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
	繰 延 税 金 負 債	—	—
	再評価に係る繰延税金負債	—	—
	負 の の れ ん	—	—
	債 務 保 証	309	258
	負 債 の 部 合 計	2,119,218	2,091,036
純資産の部	出 資 金	5,340	5,337
	優先出資申込証拠金	—	—
	資 本 剰 余 金	—	—
	利 益 剰 余 金	95,399	98,327
	処 分 未 済 持 分	△1	△2
	自 己 優 先 出 資	—	—
	自己優先出資申込証拠金	—	—
	会 員 勘 定 合 計	100,737	103,662
	その他有価証券評価差額金	706	2,170
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
	土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
	為 替 換 算 調 整 勘 定	—	—
	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	706	2,170
	新 株 予 約 権	—	—
	少 数 株 主 持 分	—	—
	純 資 産 の 部 合 計	101,444	105,833
	負債及び純資産の部合計	2,220,662	2,196,869

■連結貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却の方法

当金庫の有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年～50年
その他 3年～15年

連結される子会社の有形固定資産の減価償却については、資産の見積耐用年数に基づき主として定額法により償却しております。

6. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては当金庫並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫並びに連結される子会社の外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権のうち、銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する要管理先債権については今後3年間の予想損失額、その他の債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績または倒産実績を基礎とした貸倒実績率または倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

9. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用の損益処理方法及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理

(2) 数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌連結会計年度から損益処理

11. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

13. 特別法上の引当金

特別法上の引当金は計上しておりません。

14. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は適用しておりません。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

16. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	11,407,294千円
有形固定資産の圧縮記帳額	136,246千円

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する

金銭債権総額	133,130千円
--------	-----------

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する

金銭債務総額	ありません。
--------	--------

19. リース取引

連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両等については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

20. 破綻先債権額及び延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は747,533千円、延滞債権額は5,951,989千円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 3カ月以上延滞債権額

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は241,814千円であります。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものであります。

22. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,286千円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、6,948,624千円であります。

なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
定期預け金	211,614,000千円
担保資産に対応する債務	
預 金	3千円
借 用 金	141,000,000千円

上記のほか、定期預け金を為替決済及び当座貸越の担保として37,778,300千円差し入れております。

25. 出資1口当たりの純資産額

19,836円06銭

26. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金取扱金融機関として、預金業務を行い、普通預金、定期性預金等により資金を調達しております。また、調達した資金は住宅ローン等、融資業務により運用を行うとともに、市場運用業務を行っております。

このため、金利等、市場の変動により当金庫グループの収益が大きく影響を受けるため、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施し、収益とリスクをコントロールしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。貸出金の多くは個人のお客様を対象とした住宅ローン等であり、これは、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、与信の集中リスクは殆どありません。

また、特に長期間にわたり金利が固定される住宅ローンについては、金利の変動リスクが大きいため、その一部については、証券化とよばれる手法を用いてリスクを削減しております。

有価証券は、国債等債券を中心とし株式、投資信託等で構成されており、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、外貨建有価証券は保有しておりません。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクの適切な管理を行うため、「信用リスク管理方針」「クレジット・ポリシー」をはじめ、融資業務、信用リスク管理に関する各諸規程に従い、貸出金については個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備・運営しております。また、融資商品や制度に係る諸規程等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保しております。日常的な信用リスク管理は、審査管理部門・リスク統括部門が行っております。信用リスクの管理状況、信用リスク量等については、月次で部長会に報告し、定期的に常務会及び理事会に報告しております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部門において、信用リスク量の把握、格付の状況等をチェックし、部長会に報告しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫グループは、金利リスクの適切な管理を行うため、「市場リスク管理方針」をはじめ、市場リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等を明記しております。

日常的な金利リスクの管理は、リスク統括部門が行っております。リスク統括部門は、有価証券の金利リスク、及び、預金・貸出金等を含めた全体の金利リスクをVaR（バリュー・アット・リスク）とよばれる手法を用いて計量化し、月次で部長会に報告するとともに、定期的に常務会及び理事会に報告しております。なお、金利の変動リスク等をヘッジするため、証券化取引を行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとにリスク量の計量化を行う等の管理を行っております。なお、為替リスクのヘッジとして、通貨スワップ等、デリバティブ取引は行っておりません。

(iii)価格変動リスクの管理

当金庫グループは、価格変動リスクの適切な管理を行うため、「市場リスク管理方針」をはじめ、市場リスク管理、並びに資金運用に関する諸規程において、リスク管理方法や投資基準等を明記しております。

日常的な価格変動リスクの管理は、リスク統括部門が行っております。リスク統括部門は有価証券の価格変動リスクをVaR（バリュー・アット・リスク）を用いて日次で計量化し、市場運用部門に報告しております。また、リスク管理の状況を月次で部長会に報告するとともに、定期的に常務会及び理事会に報告しております。

有価証券等、市場運用商品の買入や管理については、資金運用の諸規程に従い、市場運用部門が行っております。

(iv)デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引の管理に関しては、基本的に金利リスク管理に準じて行っております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループでは主な金融資産（「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券（非上場株式を除く）」、「貸出金」と金融負債（「預金」、「借入金」）の市場リスク量を月次でVaR（バリュー・アット・リスク）により計測し、リスク量がリスク限度額の範囲内におさまるようコントロールしております。

当金庫グループのVaR（バリュー・アット・リスク）は分散共分散法（①有価証券：保有期間30日、信頼区間99％、観測期間250日、②その他の金融資産・金融負債：保有期間250日、信頼区間99％、観測期間250日）とよばれる手法により算出しております。令和3年3月31日現在における当金庫グループの市場リスク量は有価証券1,353,699千円、その他の金融資産・金融負債11,147,701千円となりました。

なお、有価証券については、VaR（バリュー・アット・リスク）の値と実際の損益の動きを比較する「バックテスト」を定期的に実施し、VaR（バリュー・アット・リスク）モデルの有効性を検証しております。ただし、VaR（バリュー・アット・リスク）は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率における市場リスク量を計測しており、市場が通常では考えられないほど急激に変動した場合にはリスクが捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

当金庫グループは、貸出金等金融資産と預金等金融負債の契約期日や換金性の相違等により、流動性リスクに晒されております。流動性リスクに関しては、資金繰り管理部門、及びリスク統括部門が日次で適切に管理するとともに、その管理状況を部長会に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）を参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	484,670,790	486,014,538	1,343,748
(2) 買入金銭債権 貸倒引当金（※1）	7,796,645 △2		
(3) 金銭の信託	7,796,643 1,500,000	8,106,038 1,500,000	309,392 －
(4) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	－ 102,897,045	－ 102,897,045	－ －
(5) 貸出金 貸倒引当金（※2）	1,558,341,802 △81,168		
	1,558,260,633	1,563,226,326	4,965,693
金融資産計	2,155,125,111	2,161,743,948	6,618,836
(1) 預金積金	1,899,407,715	1,899,918,558	510,843
(2) 譲渡性預金	44,358,888	44,366,958	8,070
(3) 借入金	141,000,000	141,000,000	－
金融負債計	2,084,766,603	2,085,285,517	518,913

（※1）買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融商品の時価の算定方法については、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成30年2月16日）、及び同業種別委員会報告第44号「銀行等金融機関における金融商品の時価等の開示に関する監査上の留意事項（中間報告）」（平成21年12月18日）等を参考に下記のとおりの方法により算出しております。

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引くことにより、時価を算定しております。

(2) 買入金銭債権

当金庫グループが保有している買入金銭債権は、住宅ローン証券化実施に伴い当金庫グループが保有する受益権（メザニン受益権、劣後受益権等）であります。買入金銭債権は、証券化対象となった貸出金を通常の貸出金と同様の方法で時価を算定し、その合計金額から投資家へ販売した受益権（優先受益権）の時価の合計金額を控除することにより、時価を算定しております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または情報ベンダーが一般に提供している価格若しくは取引金融機関から提示された価格によって時価算定を行っております。投資信託は取引所の価格または投資信託委託会社等により公表されている基準価格によって時価算定しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または情報ベンダーが一般に提供している価格若しくは取引金融機関から提示された価格によって時価算定を行っております。投資信託は取引所の価格または投資信託委託会社等により公表されている基準価格によって時価算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.から32.までに記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、貸出金については、繰上返済等、いわゆるプリペイメントが発生するため、時価の算定においては、その影響を考慮しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金は、種類や区分ごとに元利金の合計額を新規の定期性預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。定期性預金については、中途解約等、いわゆるプリペイメントが発生するため、時価の算定においては、その影響を考慮しております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金は、預金積金と同様の方法により、時価を算定しております。なお、譲渡性預金については、プリペイメントを考慮しておりません。

(3) 借入金

借入金については、固定金利によるものであります。なお、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価値によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*)	9,450
合 計	9,450

(*)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1)売買目的有価証券 ありません。
 (2)満期保有目的の債券 ありません。
 (3)その他有価証券

(単位:千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,464,651	736,477	728,174
	債 券	52,607,298	51,291,043	1,316,254
	国 債	37,338,016	36,274,561	1,063,454
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	15,269,281	15,016,481	252,799
	そ の 他	22,848,849	21,379,315	1,469,533
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	76,920,798	73,406,836	3,513,962
	株 式	43,878	48,450	△4,572
	債 券	15,674,740	16,045,332	△370,592
	国 債	8,771,800	9,055,301	△283,501
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	6,902,940	6,990,030	△87,090
合 計	そ の 他	10,257,629	10,401,285	△143,656
	小 計	25,976,247	26,495,068	△518,821
合 計		102,897,045	99,901,904	2,995,141

29. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 ありません。

30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	198,664	61,688	15,377
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	882,025	148,954	—
合 計	1,080,689	210,643	15,377

31. 保有目的区分を変更した有価証券 ありません。

32. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落し、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）したものはありません。

なお、当金庫グループは時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合に、時価が「著しく下落した」と判断しております。

33. 金銭の信託の保有目的別内訳

- (1)運用目的の金銭の信託 1,500,000千円
 (2)満期保有目的の金銭の信託 ありません。
 (3)その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外） ありません。

34. 有価証券の貸付等 ありません。

35. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、193,886,664千円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（または任意の時期に無条件で取消可能なもの）は42,848,797千円であります。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫グループの将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫グループが実行申し込みをうけた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち150,812,679千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

36. 退職給付債務等

当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりであります。

退職給付債務	△9,752,534千円
年金債務（時価）	9,284,024千円
未積立退職給付債務	△468,510千円
未認識数理計算上の差異	146,848千円
未認識過去勤務費用（債務の減額）	△95,709千円
連結貸借対照表計上額の純額	△417,371千円
退職給付に係る資産	235,745千円
退職給付に係る負債	△653,116千円

37. 重要な会計上の見積り

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和2年3月31日）を当連結会計年度から適用しておりますが、重要性が乏しいため注記を省略しております。

以上

連結財務諸表

◆連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2020年度
経 常 収 益	23,542	23,408
資 金 運 用 収 益	20,413	20,585
貸 出 金 利 息	17,767	17,996
預 け 金 利 息	1,397	1,202
コールローン利息及び買入手形利息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	898	974
その他の受入利息	350	410
役 務 取 引 等 収 益	1,195	1,194
そ の 他 業 務 収 益	1,919	1,397
そ の 他 経 常 収 益	13	230
貸倒引当金戻入益	—	—
償 却 債 権 取 立 益	0	0
その他の経常収益	13	230
経 常 費 用	19,093	18,820
資 金 調 達 費 用	786	837
預 金 利 息	764	814
給付補填備金繰入額	—	—
譲 渡 性 預 金 利 息	20	22
借 用 金 利 息	—	—
コールマネー利息及び売渡手形利息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	1	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	5,475	5,390
そ の 他 業 務 費 用	275	8
経 常 費	12,254	12,545
そ の 他 経 常 費 用	301	38
貸倒引当金繰入額	24	23
その他の経常費用	276	15
経 常 利 益	4,449	4,587
特 別 利 益	166	2
固 定 資 産 処 分 益	—	2
負 の の れ ん 発 生 益	—	—
その他の特別利益	166	—
特 別 損 失	1	10
固 定 資 産 処 分 損	1	10
減 損 損 失	—	—
その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期純利益	4,614	4,580
法人税、住民税及び事業税	1,216	1,194
法 人 税 等 調 整 額	66	43
法 人 税 等 合 計	1,283	1,238
少数株主損益調整前当期純利益	3,330	3,341
少 数 株 主 利 益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	3,330	3,341

■連結損益計算書注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益金額 626円23銭

◆連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2020年度
(資 本 剰 余 金 の 部)		
資 本 剰 余 金 期 首 残 高	—	—
資 本 剰 余 金 増 加 高	—	—
資 本 剰 余 金 減 少 高	—	—
資 本 剰 余 金 期 末 残 高	—	—
(利 益 剰 余 金 の 部)		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	92,482	95,399
利 益 剰 余 金 増 加 高	3,330	3,341
親会社株主に帰属する当期純利益	3,330	3,341
利 益 剰 余 金 減 少 高	413	413
配 当 金	413	413
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	95,399	98,327

連結自己資本比率の充実の状況

◆連結自己資本比率(国内基準)

(単位:%)

2019年度末	2020年度末
9.18	9.21

(注)当金庫連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(以下、「自己資本比率告示」といいます。))により連結自己資本比率を算定しています。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

◆連結自己資本比率の明細(国内基準)

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末	2020年度末
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	100,324	103,249
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,340	5,337
うち、利益剰余金の額	95,399	98,327
うち、外部流出予定額(△)	413	413
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△2
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額または評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	64	88
うち、一般貸倒引当金・コア資本算入額	64	88
うち、適格引当金・コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	100,388	103,338
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	102	227
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	102	227
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	307	266
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	329	235
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限定。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限定。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	739	729
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	99,649	102,608
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,053,663	1,082,001
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△750	△750
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△750	△750
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	31,432	31,902
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	1,085,095	1,113,904
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.18	9.21

「連結子法人等の少数株主持分」

連結財務諸表作成にあたって、連結子法人等における親会社(労働金庫)以外の株主(外部株主)がある場合に純資産の部に計上するその株式の持分相当額です。

「為替換算調整勘定」とは

在外子会社等の財務諸表の換算手続において発生する決算時為替相場で換算される円貨額と、取得時または発生時の為替相場で換算される円貨額との差額のことで

す。なお、当金庫の子会社等のうち在外子会社等に該当するものではありません。

(注)その他の用語等の説明については、P.7～P.8をご覧ください。

■連結の範囲に関する事項

- 連結の範囲について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号。以下、「自己資本比率告示」といいます。))第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(連結グループ)に属する会社」と「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。
- 当金庫の連結子会社(連結自己資本比率を算出する対象となる子会社)は1社(P.15をご覧ください)です。
- 告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものではありません。
- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものではありません。
- 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は設けておりません。

貸出金等に関する指標

◆リスク管理債権(破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権)合計額

上記債権の2020年度金額は単体で算出したものと同一になっております。用語、金額とも単体のもの(P.10)をご参照ください。

自己資本の充実の状況

以下に記載の内容は、平成19年3月23日金融庁・厚生労働省告示第1号「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項」に基づく開示事項となります。

定性的な開示事項〈単体・連結共通〉

1. 自己資本調達手段の概要

2020年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：東海労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：5,337百万円

2. 金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は9.17%（単体）であり、国内基準の4%を大きく上回っております。当金庫は、「自己資本管理方針」及び「自己資本管理規程」の中で自己資本の充実度を、①統合的リスク管理の観点、②金融機関に課せられた規制対応の観点の両面から評価することとしております。具体的な評価方法は以下のとおりです。

①統合的リスク管理における充実度評価

以下の式を満たした場合、統合的リスク管理において、自己資本は充実していると評価するものとします。

$$\begin{array}{ccc} \text{信用リスク量合計} & & \text{信用リスク・リミット} \\ + & \leq & + \\ \text{市場リスク量合計} & & \text{市場リスク・リミット} \end{array}$$

なお、上記信用リスク・リミット、及び市場リスク・リミットの合計額は、自己資本の額から自己資本比率4%を維持するために必要な資本、オペレーショナルリスク対応分、及び未使用資本を控除した額としております。従って、仮に全てのリスクが同時に顕在化した場合でも、自己資本比率4%は維持できるとなります。

②規制対応における充実度評価

下記 i と ii の合計額が自己資本の額以内となった場合、規制対応上において自己資本は充実していると評価するものとします。

i. 信用リスク、及びオペレーショナルリスクのリスク・アセット額に対して4%（国内基準）を乗じたものを信用リスク、及びオペレーショナルリスクに対する所要自己資本額とします。

ii. 金庫全体の金利リスクについては、所定の基準によって算出された金利リスク額を所要自己資本額とします。なお、その他のリスクについては、影響が限定的であると考え、考慮していません。

上記①、及び②のどちらも自己資本が充実しているという評価となった場合、全体として金庫の自己資本は充実していると判断しております。

・将来の自己資本の充実策

当金庫では、中期経営計画及び単年度の事業計画を策定しております。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることで、自己資本の充実を図ります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、信用リスクは金庫業務を営む上で根幹に位置するリスクであり、収益の源泉であるとの認識の下、信用リスクの適切な管理を行うため、「信用リスク管理方針」を定めております。また、当金庫の資産の大部分を占める貸出金に対する信用リスク管理については別途「クレジット・ポリシー」において詳細に定めております。以下は信用リスク管理手続等の概要です。

①融資商品・制度に係る規程等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しております。

②個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しております。

③信用リスクの評価については、資産査定実施部署が貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握に努めております。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めております。

④信用リスクの管理状況、信用リスク量、及び今後の対応方針等については、経営政策委員会等にて確認・協議しております。また、常務会及び理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しております。

⑤貸倒引当金は、「資産査定要綱」に基づき以下のとおり計上しております。

●正常先債権及び要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

●破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

●破綻先債権及び実質破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当金庫は、リスク・ウェイト判定にあたり、以下の適格格付機関を使用しております。

●株式会社格付投資情報センター（R&I）

●株式会社日本格付研究所（JCR）

●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

●S&Pグローバル・レーティング（S&P）

なお、以下の場合を除き、エクスポートの種類のリスク・ウェイト判定にあたり使用する適格格付機関の基準を設定していません。

a. オリジネーターとして保有する証券化エクスポートのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

●株式会社格付投資情報センター（R&I）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

（適格金融資産担保）

当金庫では、「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いております。告示で定められた条件を確実に満たしている預金担保融資における当該預金を「適格金融資産担保」としております。

（保証）

当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いております。

（クレジット・デリバティブ）

取り扱いはありません。

5. 証券化エクスポートに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

① リスク管理態勢

a. オリジネーターとしての証券化取引

当金庫は、証券化実施に伴う固有のリスクを関連部署にて特定・認識した上で、経営政策委員会等に付議・報告を行っております。

また、証券化実施にあたっては、外部格付機関による証券化の対象となる住宅ローンの分析・評価を受けて、投資家に販売する優先受益権、金庫で保有するメザン受益権、劣後受益権、及びセラー受益権に可能な限り格付を取得する等、ALM・リスク管理において証券化実施の効果を最大限発揮できるよう努めております。

証券化取引に伴い、当金庫は信用補完を目的としたエクスポートを保有することとなりますが、これらのリスクは証券化の裏付資産である住宅ローンのリスクそのものであることから、この裏付資産の住宅ローンを証券化していない住宅ローンと同様に管理することで信用リスクの把握・管理を行っております。また、流動性補完を目的としたエクスポートについては、流動性補完の発生の可能性について把握・管理しております。なお、証券化実施にあたっては、各種データについては監査法人において、契約書等については弁護士によってチェックを受けております。

b. 投資家としての証券化取引

当金庫では、証券化商品などへ投資する際には、市場部門とリスク統括部門が適切に連携し、投資対象商品の特性、潜在するリスク等を特定するとともに、可能な限り保守的な方法で信用リスクや金利リスクを把握しております。また、定期的に時価を把握するとともに、格付状況の変化を確認することにより、信用リスク等の変化についてもモニタリングしております。

② 証券化取引方針

a. オリジネーターとしての証券化取引

当金庫は、長期固定金利住宅ローンを販売していくにあたり、証券化を活用しています。証券化にあたっては、実施することによるリスク管理上のメリットや収益、自己資本比率等に与える影響を経営政策委員会等にて総合的に判断し、最終的な証券化実施の可否を理事会で判断しております。

b. 投資家としての証券化取引

当金庫は、証券化商品を分散投資の一環で購入しております。しかし、一般的な有価証券や当金庫の資産と比較した場合、その商品特性やリスク特性が見極めにくいため、リスクを定量的に把握できるか、リスク・リターンの観点から投資妙味があるか等を総合的に判断した上で投資を行っております。

③ 証券化取引における役割、及び関与の度合い

オリジネーターとしての証券化取引

当金庫は、証券化実施に際し、以下の役割を担っております。

●証券化対象となる債権の貸出、及び譲渡を行うオリジネーター

●原債務者から元利金の回収を行い、債権譲渡先である信託銀行への引き渡しを行うサービス

●メザニン受益権、劣後受益権、セラー受益権の受益権者

(2)証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

(3)証券化取引に関する会計方針

当金庫では、日本公認会計士協会による「金融商品会計に関する実務指針」に従い、証券化取引を資産の売却（消滅）として会計処理をしております。証券化取引の手法として当金庫では信託方式を採用しており、信託受益権を私募の取扱業者である証券会社に売却した時点をもって資産の売却と認識しております。また、売却時には、対象となる住宅ローンの時価評価を行い、譲渡損益を計上すると共に、留保持分の時価評価を行っております。留保持分の取得差額については償却原価法を適用して受益権の配当の修正を行っております。

(4)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当金庫は、証券化エクスポージャーの種類ごとにはリスク・ウェイト判定にあたり使用する適格格付機関の基準を設定しておりません。証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する適格格付機関の基準は以下のとおりです。

a. オリジネーターとして保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

●株式会社格付投資情報センター (R&I)

b. 投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

●株式会社格付投資情報センター (R&I)

●株式会社日本格付研究所 (JCR)

●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

●S&Pグローバル・レーティング (S&P)

6. オペレーショナルリスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナルリスクを、①事務リスク、②システムリスク、③情報資産リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥リーガルリスクに区分し、それぞれのリスクを各リスク主管部署が専門的な立場から管理するとともに、リスク統括部門が全体を包括的に管理・把握しております。

オペレーショナルリスク全体の管理状況、及び今後の対応方針等については、「オペレーショナルリスク管理方針」及び各規程等に基づき、定期的に経営政策委員会等で協議しております。また、オペレーショナルリスク管理の実効性を確保するため、事務リスク管理部会等において、各リスクについて、より詳細に状況を把握するとともに、具体的な再発防止策等を協議することにより、オペレーショナルリスクの削減を図っております。

(2)オペレーショナルリスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナルリスク相当額を算出しております。

7. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、市場リスク管理方針等に基づき、上場株式等エクスポージャーについては、リスク統括部門において、日次で時価の把握、VaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク量の計量化を行う等、適切に管理しております。出資等エクスポージャーについては、現状、リスクは限定的であると考え、特にリスク管理を行っておりませんが、リスクの増加が懸念される状況となった場合は、リスクの把握方法等の検討を行う予定です。会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しております。

8. 金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、金利リスクは収益の最大の源泉であるとの認識の下、金利リスクの適切な管理を行うため、「市場リスク管理方針」を定めるとともに、「リスク管理規程」「リスク管理要綱」等において具体的な管理態勢・管理手法等を定めております。なお、金利リスクの計測は、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債及び金利スワップ等のオフバランス取引を対象にしております。以下は金利リスク管理手続の概要です。

①金利リスクの管理はリスク統括部門が行っております。リスク統括部門は有価証券の金利（価格変動）リスクは日次で計量化し、フロント部門に報告するとともに、預金・貸出金を含めた金庫全体の金利リスクについては、月次で計量化し、経営政策委員会等に報告しております。また、定期的に理事会へも報告しております。

②金利リスク管理の方針等は、経営政策委員会等にて協議しております。金庫資産の多くが金利リスクを有する住宅ローンであるため、金利リスクに対しては、証券化等を活用し、金利リスクが過大にな

らないよう対応しています。

なお、当金庫グループにおける金利リスクについては、当金庫（単体）が大部分を占めることから、連結ベースと単体ベースの金利リスク量は等しいとみなしております。

(2)金利リスク計測手法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

当金庫では、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である Δ EVE及び金利収益の変動額である Δ NIIを計測しております。計測方法の概略は以下のとおりです。

i. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

ii. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

iii. 流動性預金への満期の割り当て方法は金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

iv. 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

v. 複数通貨の集計方法は、保守的に通貨毎に算出した Δ EVE及び Δ NIIが正となる通貨のみ対象としております。

vi. 当金庫では計測にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュフローにスプレッドを含めて計測しております。

vii. 貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

viii. 当期末の Δ EVEは25,557百万円（前期末比:1,026百万円）となりました。

ix. Δ EVEの計測値は、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しております。

②当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当金庫では、統合的リスク管理においてVaR（バリュー・アット・リスク）という統計的手法にて、金利リスクを計測しております。VaRの計測方法の概略は以下のとおりです。

i. 市場金利、株価指数等の過去の値動きから、将来、一定の確率で生じうるこれらの値動きを推測します。また、これらの値動きから、それぞれの相関関係（係数）を推計します。

ii. 現在の金庫のポートフォリオに、iで算出された一定の確率で生じうる値動きや相関関係を当てはめ、一定期間に生じうるポートフォリオの現在価値減少額を計測します。

iii. 一定の確率（信頼水準）は99%としております。また、一定期間（保有期間）は、有価証券は経営政策委員会開催サイクル、及びその後の売買の実行に要する日数等を勘案して30日とし、預貸金、預け金等については、流動性等を考慮し、保守的に250日（約1年）としております。

定量的な開示事項〈単体・連結〉

1. 自己資本の構成に関する開示事項

単体

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末	2020年度末
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	99,928	102,852
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,340	5,337
うち、利益剰余金の額	95,003	97,930
うち、外部流出予定額(△)	413	413
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	64	88
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	64	88
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	99,992	102,940
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	102	227
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	102	227
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	307	266
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	329	235
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	739	729
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	99,253	102,211

連結

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末	2020年度末
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	100,324	103,249
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,340	5,337
うち、利益剰余金の額	95,399	98,327
うち、外部流出予定額(△)	413	413
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△2
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額または評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	64	88
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	64	88
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格日資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	100,388	103,338
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	102	227
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	102	227
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	307	266
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	329	235
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	739	729
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	99,649	102,608

2. 自己資本の充実度に関する事項

自己資本

(単位:百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	単 体	連 結	単 体	連 結
自 己 資 本	99,253	99,649	102,211	102,608
コア資本に係る基礎項目	99,992	100,388	102,940	103,338
コア資本に係る調整項目	739	739	729	729

信用リスク等に対する所要自己資本の額 (単位:百万円)

		単 体				連 結			
		2019年度末		2020年度末		2019年度末		2020年度末	
		リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信	用 リ ス ク (A)	1,053,449	42,137	1,081,793	43,721	1,053,663	42,146	1,082,001	43,280
	標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー(注3)	1,039,823	41,592	1,069,575	42,783	1,040,037	41,601	1,069,783	42,791
	ソ ブ リ ン 向 け (注4)	130	5	220	8	130	5	220	8
	金 融 機 関 向 け	115,462	4,618	100,864	4,034	115,462	4,618	100,864	4,034
	事 業 法 人 等 向 け	11,695	467	21,333	853	11,695	467	21,333	853
	中 小 企 業 等 ・ 個 人 向 け	627,062	25,082	670,681	26,827	627,062	25,082	670,881	26,827
	抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	239,106	9,564	231,706	9,268	239,106	9,564	231,706	9,268
	不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	530	21	530	21	530	21	530	21
	延 滞 債 権 (注5)	736	29	518	20	736	29	518	20
	そ の 他 (注6)	45,100	1,804	43,719	1,748	45,314	1,812	43,928	1,757
	証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー (う ち 再 証 券 化)	14,375 (-)	575 (-)	12,968 (-)	518 (-)	14,375 (-)	575 (-)	25,937 (-)	1,037 (-)
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注7)	1,046	41	1,424	56	1,046	41	1,424	56
	ル ッ ク ・ ス ル ー 方 式 (注8)	1,046	41	1,424	56	1,046	41	1,424	56
	マ ン デ ー ト 方 式	-	-	-	-	-	-	-	-
	蓋 然 性 方 式 (250%)	-	-	-	-	-	-	-	-
	蓋 然 性 方 式 (400%)	-	-	-	-	-	-	-	-
	フ ォ ー ル バ ッ ク 方 式 (1,250%)	-	-	-	-	-	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△750	△30	△750	△30	△750	△30	△750	△30
	CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注9)	0	0	-	-	0	0	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー (注10)	-	-	-	-	-	-	-	-
	オペレーショナル・リスク (注11) (B)	31,525	1,261	32,008	1,280	31,432	1,257	31,902	1,276
	リスク・アセット、総所要自己資本の総額 (A) + (B) (C)	1,084,974	43,398	1,113,801	44,552	1,085,095	43,403	1,113,904	44,556

(注1) 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことで、なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引等にも信用リスクをとまうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関係するものです。

(注2) 所要自己資本＝リスク・アセット×4%

(注3) 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことで、

(注4) 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

(注5) 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことで、

(注6) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」とは、取立未済手形、出資等です。

(注7) 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」とは、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。当金庫では、「ルック・スルー方式」により、リスク量を算定しています。

(注8) 「ルック・スルー方式」とは、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。
リスク・スルー方式＝ $\frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$

(注9) 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引）について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。

(注10) 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことで、担保等例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。

(注11) 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことで、当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。
(基礎的手法の算定方法)
オペレーショナル・リスク＝ $\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち粗利益が正の値）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1)信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳地域別(単体) (単位:百万円)

地域区分	エクスポージャー区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポ ージャー (注3)	
		2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
国 内		2,266,052	2,242,535	1,594,012	1,634,971	57,577	67,440	1	-	4,728	5,089	609,731	535,033	546	391
国 外		23,956	26,749	-	-	20,455	21,958	-	-	3,500	4,791	-	-	-	-
合 計		2,290,008	2,269,285	1,594,012	1,634,971	78,033	89,399	1	-	8,229	9,880	609,731	535,033	546	391

地域別(連結) (単位:百万円)

地域区分	エクスポージャー区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポ ージャー (注3)	
		2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
国 内		2,273,097	2,242,734	1,594,012	1,634,971	57,577	67,440	1	-	4,728	5,089	616,776	535,233	546	391
国 外		23,956	26,749	-	-	20,455	21,958	-	-	3,500	4,791	-	-	-	-
合 計		2,297,053	2,269,484	1,594,012	1,634,971	78,033	89,399	1	-	8,229	9,880	616,776	535,233	546	391

(注1) エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
(注2) エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、有形・無形固定資産等です。
(注3) エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーです。
(注4) CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

業種別(単体)

(単位:百万円)

業種区分 エクスポート区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポート 区分 (注3)	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
製 造 業	3,500	7,898	—	—	3,110	7,425	—	—	—	—	390	472	—	—
農 業 ・ 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	7,124	7,935	—	—	7,124	7,933	—	—	—	—	—	1	—	—
情 報 通 信 業	2,728	4,791	—	—	2,681	4,694	—	—	—	—	47	97	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	1,072	2,265	—	—	1,005	2,201	—	—	—	—	67	64	—	—
卸売業・小売業・宿泊業・ 飲食サービス業	558	2,456	—	—	508	2,418	—	—	—	—	49	37	—	—
金 融 業 ・ 保 険 業	596,707	522,119	—	—	18,846	18,439	1	—	—	—	577,859	503,679	—	—
不動産業・物品賃貸業	530	1,131	530	530	—	601	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	479	420	479	420	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	193	185	43	36	—	—	—	—	—	—	149	149	—	—
国・地方公共団体	44,797	45,734	—	—	44,756	45,685	—	—	—	—	40	49	—	—
個 人	1,592,140	1,633,299	1,592,140	1,633,299	—	—	—	—	—	—	—	—	546	391
そ の 他	40,172	41,046	817	684	—	—	—	—	8,229	9,880	31,125	30,481	—	—
合 計	2,290,008	2,269,285	1,594,012	1,634,971	78,033	89,399	1	—	8,229	9,880	609,731	535,033	546	391

業種別(連結)

(単位:百万円)

業種区分 エクスポート区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポート 区分 (注3)	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
製 造 業	3,500	7,898	—	—	3,110	7,425	—	—	—	—	390	472	—	—
農 業 ・ 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	7,124	7,935	—	—	7,124	7,933	—	—	—	—	—	1	—	—
情 報 通 信 業	2,728	4,791	—	—	2,681	4,694	—	—	—	—	47	97	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	1,072	2,265	—	—	1,005	2,201	—	—	—	—	67	64	—	—
卸売業・小売業・宿泊業・ 飲食サービス業	558	2,456	—	—	508	2,418	—	—	—	—	49	37	—	—
金 融 業 ・ 保 険 業	603,550	522,119	—	—	18,846	18,439	1	—	—	—	584,701	503,679	—	—
不動産業・物品賃貸業	530	1,131	530	530	—	601	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	479	420	479	420	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	113	105	43	36	—	—	—	—	—	—	69	69	—	—
国・地方公共団体	44,797	45,734	—	—	44,756	45,685	—	—	—	—	40	49	—	—
個 人	1,592,140	1,633,299	1,592,140	1,633,299	—	—	—	—	—	—	—	—	546	391
そ の 他	40,455	41,325	817	684	—	—	—	—	8,229	9,880	31,408	30,760	—	—
合 計	2,297,053	2,269,484	1,594,012	1,634,971	78,033	89,399	1	—	8,229	9,880	616,776	535,233	546	391

(注1) エクスポート区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

(注2) エクスポート区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、有形・無形固定資産等です。

(注3) エクスポート区分の「延滞エクスポート」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートです。

残存期間別(単体)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分		期間区分	期間の定め ないもの	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
合 計	2019年度末		193,029	221,904	221,703	133,226	49,094	78,055	1,393,308	2,290,008
	2020年度末		214,837	218,646	151,367	121,425	43,574	76,204	1,443,229	2,269,285
貸出金等取引(注1)	2019年度末		83,483	6,917	16,338	31,161	32,895	64,855	1,358,343	1,594,012
	2020年度末		86,630	6,118	16,162	30,539	32,674	64,011	1,398,834	1,634,971
債 券	2019年度末		—	7,360	19,102	10,533	5,798	7,800	27,437	78,033
	2020年度末		—	11,186	15,646	11,808	1,700	12,193	36,865	89,399
店頭デリバティブ取引	2019年度末		—	—	—	—	—	—	1	1
	2020年度末		—	—	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産 (ファンド等)	2019年度末		8,228	0	—	—	—	—	—	8,229
	2020年度末		9,880	—	—	—	—	—	—	9,880
その他の資産等(注2)	2019年度末		101,317	207,625	186,262	91,532	10,400	5,400	7,525	609,731
	2020年度末		118,326	201,341	119,559	79,076	9,200	—	7,530	535,033

残存期間別(連結)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分		期間区分	期間の定め ないもの	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
合 計	2019年度末		193,232	221,904	221,703	133,226	49,094	78,055	1,400,151	2,297,053
	2020年度末		215,036	218,646	151,367	121,425	43,574	76,204	1,443,229	2,269,484
貸出金等取引(注1)	2019年度末		83,483	6,917	16,338	31,161	32,895	64,855	1,358,343	1,594,012
	2020年度末		86,630	6,118	16,162	30,539	32,674	64,011	1,398,834	1,634,971
債 券	2019年度末		—	7,360	19,102	10,533	5,798	7,800	27,437	78,033
	2020年度末		—	11,186	15,646	11,808	1,700	12,193	36,865	89,399
店頭デリバティブ取引	2019年度末		—	—	—	—	—	—	1	1
	2020年度末		—	—	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産 (ファンド等)	2019年度末		8,228	0	—	—	—	—	—	8,229
	2020年度末		9,880	—	—	—	—	—	—	9,880
その他の資産等(注2)	2019年度末		101,520	207,625	186,262	91,532	10,400	5,400	14,367	616,776
	2020年度末		118,525	201,341	119,559	79,076	9,200	—	7,530	553,233

(注1) エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

(注2) エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、有形・無形固定資産等です。

※債務保証、コミットメントは、残存期間の把握ができない期間の定めがないものに含めております。

(2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		単 体					連 結				
		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2019年度末	41	64	—	41	64	41	64	—	41	64
	2020年度末	64	88	—	64	88	64	88	—	64	88
個 別 貸 倒 引 当 金	2019年度末	19	2	—	1	21	19	2	—	1	21
	2020年度末	21	0	—	0	20	21	0	—	0	20
合 計	2019年度末	60	66	—	42	85	60	66	—	42	85
	2020年度末	85	88	—	64	108	85	88	—	64	108

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。

引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部に相当する金額を計上する引当金のことです。

引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

(3) 個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
業種別 (単体)

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業 ・ 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業・宿泊業・飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 業 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	16	18	2	—	—	—	1	0	18	17	—	—
そ の 他	2	2	0	0	—	—	—	—	2	2	—	—
合 計	19	21	2	0	—	—	1	0	21	20	—	—

業種別 (連結)

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業 ・ 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業・宿泊業・飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 業 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	16	18	2	—	—	—	1	0	18	17	—	—
そ の 他	2	2	0	0	—	—	—	—	2	2	—	—
合 計	19	21	2	0	—	—	1	0	21	20	—	—

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	単 体						連 結					
	2019年度末			2020年度末			2019年度末			2020年度末		
	格付有り	格付無し	合 計	格付有り	格付無し	合 計	格付有り	格付無し	合 計	格付有り	格付無し	合 計
0%	—	133,087	133,087	—	137,352	137,352	—	133,087	133,087	—	137,352	137,352
2%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10%	—	703	703	—	702	702	—	703	703	—	702	702
20%	—	577,942	577,942	400	504,589	504,990	—	577,942	577,942	400	504,589	504,990
35%	—	683,160	683,160	—	662,018	662,018	—	683,160	683,160	—	662,018	662,018
50%	6,955	1,000	7,955	9,860	1,701	11,562	6,955	1,000	7,955	9,860	1,701	11,562
75%	—	836,083	836,083	—	894,241	894,241	—	836,083	836,083	—	894,241	894,241
100%	4,965	45,499	50,465	10,092	42,297	52,389	4,965	45,695	50,661	10,092	42,490	52,582
150%	—	380	380	—	252	252	—	380	380	—	252	252
200%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
250%	—	6,529	6,529	—	5,477	5,477	—	6,536	6,536	—	5,484	5,484
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	11,920	2,284,386	2,296,307	20,353	2,248,634	2,268,987	11,920	2,284,589	2,296,510	20,353	2,248,833	2,269,186

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	単 体						連 結					
	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	54,844	57,834	-	-	-	-	54,844	57,834	-	-	-	-
ソブリン向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業法人等向けエクスポージャー	184	-	-	-	-	-	184	-	-	-	-	-
中小企業等・個人向けエクスポージャー	54,660	57,834	-	-	-	-	54,660	57,834	-	-	-	-
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延 滞 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位:百万円)

	単 体						連 結					
	2019年度末			2020年度末			2019年度末			2020年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計
グロス再構築コストの額(A)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グロスのアドオンの額(B)	2	-	2	-	-	-	2	-	2	-	-	-
グロスの与信相当額(A)+(B)(C)	2	-	2	-	-	-	2	-	2	-	-	-
ネットティングによる与信相当額の削減額(D)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)-(D)(E)	2	-	2	-	-	-	2	-	2	-	-	-
外国為替関連取引	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
金利関連取引	2	/	2	-	/	-	2	/	2	-	/	-
金関連取引	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
株式関連取引	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
その他コモディティ関連取引	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
クレジット・デリバティブ関連取引	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
担保の額(F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
現金・自金庫預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)-(F)(G)	2	-	2	-	-	-	2	-	2	-	-	-

(注) 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

原資産の合計額等

(単位:百万円)

	単 体		連 結	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
資産譲渡型証券化取引	32,245	29,395	32,245	29,395
カードローン	-	-	-	-
住 宅 ロ ー ン	32,245	29,395	32,245	29,395
自 動 車 ロ ー ン	-	-	-	-
合 成 型 証 券 化 取 引	-	-	-	-
カードローン	-	-	-	-
住 宅 ロ ー ン	-	-	-	-
自 動 車 ロ ー ン	-	-	-	-
合 計	32,245	29,395	32,245	29,395

3 カ月以上延滞エクスポージャーの額等

(原資産を構成するエクスポージャーに限る)

(単位:百万円)

	単 体		連 結	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
3 カ月 以 上 延 滞 エクスポートの額	-	-	-	-
カードローン	-	-	-	-
住 宅 ロ ー ン	-	-	-	-
自 動 車 ロ ー ン	-	-	-	-
デ フ ォ ル ト し た エクスポートの額	-	-	-	-
当 期 の 損 失	-	-	-	-
カードローン	-	-	-	-
当 期 の 損 失	-	-	-	-
住 宅 ロ ー ン	-	-	-	-
当 期 の 損 失	-	-	-	-
自 動 車 ロ ー ン	-	-	-	-
当 期 の 損 失	-	-	-	-

証券化取引を目的として保有している資産の額
及びこれらの主な資産の種類別内訳

(単位:百万円)

	単 体		連 結	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
証券化取引を目的として 保有している資産の額	-	-	-	-
カードローン	-	-	-	-
住 宅 ロ ー ン	-	-	-	-
自 動 車 ロ ー ン	-	-	-	-

早期償還条項付の証券化エクスポージャーを
対象とする実行済みの信用供与の額

(単位:百万円)

	単 体		連 結	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
早期償還条項付の証券化 エクスポージャーを対象とする 実行済みの信用供与の額	-	-	-	-
カードローン	-	-	-	-
住 宅 ロ ー ン	-	-	-	-
自 動 車 ロ ー ン	-	-	-	-

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
及び原資産の種類別内訳

(単位:百万円)

	単 体		連 結	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
証券化取引に伴い増加した 自己資本に相当する額	307	266	307	266
カードローン	-	-	-	-
住 宅 ロ ー ン	307	266	307	266
自 動 車 ロ ー ン	-	-	-	-

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別内訳

(単位:百万円)

	単 体				連 結			
	2019年度末		2020年度末		2019年度末		2020年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	7,533	-	7,549	-	7,533	-	7,549	-
カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
住 宅 ロ ー ン	7,533	-	7,549	-	7,533	-	7,549	-
自 動 車 ロ ー ン	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 再証券化エクスポージャーは保有していません。

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分	単 体								連 結							
	エクスポージャー残高				所要自己資本の額				エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2019年度末		2020年度末		2019年度末		2020年度末		2019年度末		2020年度末		2019年度末		2020年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～ 15%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15%～ 50%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50%～ 100%未満	2,216	-	2,207	-	48	-	48	-	2,216	-	2,207	-	48	-	48	-
100%～ 250%未満	1,393	-	1,412	-	77	-	77	-	1,393	-	1,412	-	77	-	77	-
250%～ 400%未満	211	-	210	-	25	-	25	-	211	-	210	-	25	-	25	-
400%～ 1,250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,250%	3,703	-	3,720	-	1,851	-	1,860	-	3,703	-	3,720	-	1,851	-	1,860	-
カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住 宅 ロ ー ン	3,703	-	3,720	-	-	-	-	-	3,703	-	3,720	-	-	-	-	-
自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。
3. 「1,250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別内訳です。

証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額等

(単位:百万円)

	単 体						連 結					
	差 額		売却益		売却損		差 額		売却益		売却損	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
証券化取引に伴い当期中に 認識した売却損益の額	387	-	387	-	-	-	387	-	387	-	-	-
カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住 宅 ロ ー ン	387	-	387	-	-	-	387	-	387	-	-	-
自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

(単位:百万円)

	単 体		連 結	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	3,909	－	3,909	－
カ ー ド ロ ー ン	－	－	－	－
住 宅 ロ ー ン	3,909	－	3,909	－
自 動 車 ロ ー ン	－	－	－	－

(2)投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当がありません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) (連結) 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	単 体				連 結			
	2019年度末		2020年度末		2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	3,585		4,366		3,585		4,366	
非 上 場 株 式 等	6,070		8,126		5,990		8,046	
そ の 他	8,400		8,400		8,400		8,400	
合 計	18,055	18,055	20,892	20,892	17,975	17,975	20,812	20,812

(注) 1. (連結) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 「上場株式等」の区分には、上場株式、上場投資信託 (ETF、REIT) を計上しています。
3. 「非上場株式等」の区分には、私募REIT、私募投信、子会社・関連会社株式を計上しています。
4. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

(2)出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	単 体		連 結	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
売 却 益	89	210	89	210
売 却 損	332	15	332	15
償 却	－	－	－	－

(4) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	単 体		連 結	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
評 価 損 益	－	－	－	－

(3) (連結) 貸借対照表で認識され、かつ、(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	単 体		連 結	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
評 価 損 益	665	1,738	665	1,738

8. 金利リスクに関する事項

(1) 統合的リスク管理における金利リスク

(単位:百万円)

	金利リスク量 (VaR)	
	2019年度末	2020年度末
預金・貸出金・預け金等	11,243	11,147
有 価 証 券	1,905	1,353
合 計	13,148	12,501

(2) IRRBB (銀行勘定の金利リスク) における金利リスク

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	25,557	24,531	0	605
2	下方パラレルシフト	0	0	1,499	1,221
3	ス テ ィ ー プ 化				
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	25,557	24,531	1,499	1,221
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	102,211		99,253	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要は、「金利リスクの計測手法の概要」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義及び計測方法等が変更になりました。ここに記載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しております。なお、表中のイ、ロ、・・・の記号は告示の様式上に定められているものです。
3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する際の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです。(経済的価値が減少する場合はプラスで表示)
4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。(金利収益が減少する場合はプラスで表示)

監査について

当金庫の2020年度の財務諸表については、労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

会計監査人の名称：有限責任監査法人トーマツ

事務所の所在場所：主たる事務所 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
 その他事務所 (国内) 札幌、仙台、丸の内(新東京ビル)、新潟、さいたま、横浜、
 長野、北陸、静岡、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、
 福岡、那覇
 (海外) 駐在員等派遣 約50都市

監査関与会社：3,296社(2020年5月末日現在)
 金商法・会社法監査：914／金商法監査：10／会社法監査：1,112／
 学校法人監査：68／労働組合監査：31／その他の法定監査：508／
 その他の任意監査：653

資本金：1,008百万円(2020年5月末日現在)

総人員数：6,912名(2020年5月末日現在)

社員	公認会計士	521名
	特定社員	52名
職員	公認会計士	2,683名
	公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む)	1,293名
	その他専門職	2,189名
	事務職	174名

労働者福祉事業団体

労働者福祉協議会 (労福協)

「福祉は一つ」の基本認識のもと、勤労者の福祉向上、平和で豊かな暮らしやすい社会を創ることを目的として設立されています。

全国労働者共済生活協同組合 (こくみん共済coop)

くらしに起こる万が一の事故を保障するため、共済事業を行っております。

労働者住宅生活協同組合 (住宅生協)

働く仲間に良質廉価の住宅を提供しております。

索引(開示項目一覧)

労働金庫法第94条第1項において準用する 銀行法第21条の規定に基づく開示項目

■労働金庫法施行規則第114条による開示項目(単体)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項
 - (1)事業の組織 …… ㊦5
 - (2)理事及び監事の氏名及び役職名 …… ㊦5
 - (3)会計監査人の氏名または名称 …… ㊦33
 - (4)事務所の名称及び所在地 …… ㊦55～56
2. 金庫の主要な事業の内容 …… ㊦18～32、45～54
3. 金庫の主要な事業に関する事項
 - (1)事業の概要 …… ㊦7～10
 - (2)主要な事業の状況を示す指標 …… ㊦1
 - (3)事業の状況を示す指標
 - ①主要な業務の状況を示す指標 …… ㊦1
 - ②預金に関する指標 …… ㊦9
 - ③貸出金等に関する指標 …… ㊦1、10～12
 - ④有価証券に関する指標 …… ㊦1、13
4. 金庫の事業の運営に関する事項
 - (1)リスク管理の態勢 …… ㊦37～40
 - (2)法令等遵守の態勢 …… ㊦41～42
 - (3)苦情等への対応(金融ADR制度への対応) …… ㊦44
 - (4)社会的責任と貢献活動 …… ㊦18～32
5. 財産の状況に関する事項
 - (1)貸借対照表 …… ㊦2～5
 - (2)損益計算書 …… ㊦6
 - (3)剰余金処分計算書 …… ㊦6
 - (4)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ①破綻先債権 …… ㊦10
 - ②延滞債権 …… ㊦10
 - ③3カ月以上延滞債権 …… ㊦10
 - ④貸出条件緩和債権 …… ㊦10
 - ⑤合計額 …… ㊦10
 - (5)自己資本比率の状況 …… ㊦7～8
 - (6)有価証券 …… ㊦13
 - (7)金銭の信託 …… ㊦13
 - (8)労働金庫法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引金融先物取引・デリバティブ取引等 …… ㊦14
 - (9)貸倒引当金(期末残高・期中増減額) …… ㊦10
 - (10)貸出金償却の額 …… ㊦10
 - (11)金庫が労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合のその旨 …… ㊦6

■労働金庫法施行規則第115条による開示事項(連結)

1. 金庫及びその子会社の概況に関する事項
 - (1)金庫及びその子会社の主要な事業の内容及び組織の構成 …… ㊦15
 - (2)金庫の子会社に関する事項 …… ㊦15
2. 金庫及びその子会社の主要な事業に関する事項
 - (1)事業の概況 …… ㊦15
 - (2)主要な事業の状況を示す指標 …… ㊦15
3. 金庫及びその子会社の財産の状況に関する事項
 - (1)連結貸借対照表 …… ㊦16～19
 - (2)連結損益計算書 …… ㊦20
 - (3)連結剰余金計算書 …… ㊦20
 - (4)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ①破綻先債権に該当する貸出金 …… ㊦21
 - ②延滞債権に該当する貸出金 …… ㊦21
 - ③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 …… ㊦21
 - ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 …… ㊦21
 - ⑤合計額 …… ㊦21
 - (5)連結自己資本比率の状況 …… ㊦21
 - (6)連結セグメント情報 …… ㊦15

資料説明事項

本ディスクロージャー誌は、労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条に基づき、当金庫の本・支店に備え置きしております。

当金庫の事業年度は、4月1日から3月31日までです。資料の数値で特にお断りしていない場合は2021年3月末現在の数値です。

自己資本の充実の状況 (第3の柱(市場規律)に基づく開示)

1. 定性的な開示事項<単体・連結> …… ㊦22～23
2. 定量的な開示事項<単体・連結> …… ㊦24～32

金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 …… ㊦10
2. 危険債権 …… ㊦10
3. 要管理債権 …… ㊦10
4. 正常債権 …… ㊦10

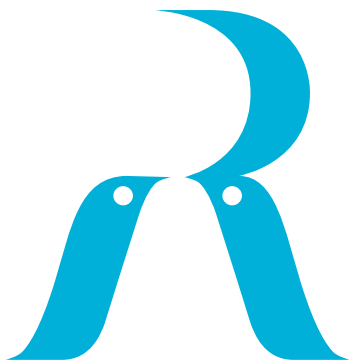
労働金庫の自主開示項目

1. 概況等
 - (1)事業方針 …… ㊦6
 - (2)役員の所属団体等 …… ㊦5
 - (3)代表理事・常勤役員の兼職の状況 …… ㊦5
 - (4)職員の状況 …… ㊦14
 - (5)自動機設置状況 …… ㊦56
 - (6)大口出資会員 …… ㊦14
 - (7)会員数内訳 …… ㊦14
2. 経理・事業内容
 - (1)利益率 …… ㊦1
 - (2)純資産の内訳 …… ㊦1
 - (3)常勤従業員1人当たり預金・貸出金平均残高 …… ㊦1
 - (4)1店舗当たり預金・貸出金残高 …… ㊦1
3. 資金調達
 - (1)預金科目別内訳 …… ㊦9
 - (2)預金者別内訳 …… ㊦9
 - (3)財形貯蓄残高 …… ㊦9
4. その他の業務
 - (1)内国為替取扱実績 …… ㊦9
 - (2)公共債窓口販売実績 …… ㊦9
 - (3)投資信託窓口販売実績 …… ㊦9
 - (4)手数料 …… ㊦57
5. その他
 - (1)当金庫の考え方 …… ㊦2
 - (2)全国ろうきんの概要 …… ㊦4
 - (3)トピックス …… ㊦11～12
 - (4)コーポレート・ガバナンス態勢、内部統制 …… ㊦34
 - (5)顧客保護等管理態勢 …… ㊦43
 - (6)ろうきんにふさわしい組織風土の確立に向けた取組 …… ㊦32
 - (7)生活応援運動 …… ㊦19～22
 - (8)ろうきん推進機構の取組 …… ㊦25～26
 - (9)あゆみ …… ㊦15～16
 - (10)商品・サービスの案内と利用にあたっての注意事項 …… ㊦49～54

※㊦はディスクロージャー本誌、㊦はディスクロージャー資料編の頁数を表しています。

金額・比率の表示方法のご案内

1. 金額単位
 - (1)各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています(ただし、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく『資産の査定の公表』」については、金額単位未満を四捨五入しています)。
 - (2)小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、金額単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
 - (3)期中増減額(比率)、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。したがって、内訳の合計数値と小計欄・合計欄の数値が一致しない場合があります。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告数値をそのまま記載しています。
2. 諸利回り・諸比率
 - 小数点第3位を切り捨てて、第2位までを記載しています。



ろうきんのシンボルマークは、ROKINの頭文字のRをデザインしたもので、同時に鳥の親子を表しています。鳥の親子は、親しみやすさとともに、愛とやさしさ、親から子へ引き継がれる労金運動を意味し、はばたく鳥は、より発展するろうきんの飛翔を表現しています。

シンボルマーク、カラーはブルーです。ろうきんブルーは「知性」「未来」「希望」を表現しています。シンボルマークには、ろうきんの基本理念が表現されています。



東海労働金庫

〒460-0007 名古屋市中区新栄一丁目7番12号

TEL 052(243)8811 (代)

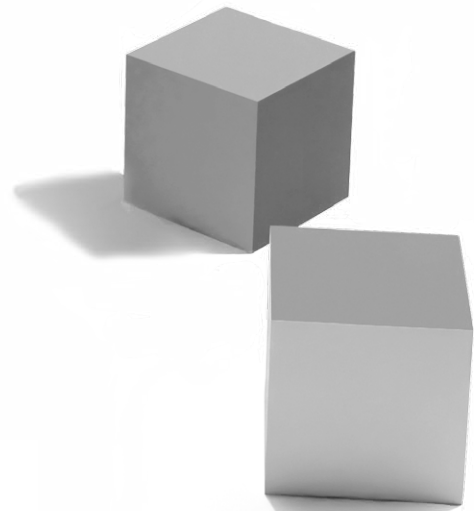
■ 編集／総合企画部 2021年7月発行

ホームページ「東海ろうきん」

<https://tokai.rokin.or.jp/>

東海ろうきんお客さまセンター

☎ 0120-226616



この印刷物は地産地消・輸送マイレージに配慮したライスインキを使用しています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。